

平成18年第1回宝塚市議会（定例会）会議録（第1日）

1. 開 会 平成18年2月15日（水） 午前10時31分
 開 議 同 日 午前10時31分
 散 会 同 日 午後10時52分

2. 出席議員（30名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 井上 聖 | 16番 石倉 加代子 |
| 2番 渡名喜 正勝 | 17番 近石 武夫 |
| 3番 江見 健太郎 | 18番 井ノ上 均 |
| 4番 寺本 早苗 | 19番 村上 正明 |
| 5番 古田 時子 | 20番 北山 照昭 |
| 6番 金岡 静夫 | 21番 古谷 仁 |
| 7番 多田 浩一郎 | 22番 松下 修治 |
| 8番 馬殿 敏男 | 23番 梶本 克一 |
| 9番 坂下 賢治 | 24番 小山 哲史 |
| 10番 菊川 美善 | 25番 小倉 実 |
| 11番 大島 淡紅子 | 26番 山根 泰 |
| 12番 草野 義雄 | 27番 杉本 和子 |
| 13番 川口 悟 | 28番 野尻 俊明 |
| 14番 北野 聡子 | 29番 岡田 進 |
| 15番 江原 和明 | 30番 田上 多加夫 |

3. 欠席議員（なし）

4. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 事務局長 | 藤森 求 | 議事調査課係長 | 酒井 正幸 |
| 次長 | 中西 久美 | 議事調査課係長 | 藤本 忠之 |
| 議事調査課長 | 前西 秀雄 | 議事調査課 | 増田 勇一 |
| 議事調査課副課長 | 村上 真二 | 議事調査課 | 岩崎 正明 |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

役 職	氏 名	役 職	氏 名
市長職務代理者	村野 一郎	病院事業管理者	小坂井 嘉夫
助役	上田 敏和	病院事務局長	太田垣 稔

収入役	中 谷 保	教育委員会委員	脇 舂 詠 子
企画財務部長	酒 井 伸 一	教育長	勝 山 浩 司
総務部長	谷 本 政 博	選挙管理委員会委員 長	築 野 勝 治
市民安全部長	坂 上 正 彦	監査委員	藤 本 勝 也
環境部長	中 原 等	農業委員会会長	中 奥 光 治
健康福祉部長	徳 田 逸 男	上下水道事業管理者	南 隆
都市産業活力部長	村 上 真 祥	管理部長	今 里 善 直
産業政策担当部長	鷹 尾 義 人	学校教育部長	宮 澤 宣 隆
建設部長	秋 山 守	社会教育部長	田 中 義 岳
総務部室長	東 郷 薫	選挙管理委員会事務 局長	中 野 秀 朗
消防長	山 下 稔	監査委員・公平委員 会事務局長	西 野 博 詞

6. 議事日程 次ページに記載

7. 本日の会議に付議した事件

- ・ 議事日程分

- ・ 日程追加分

決議案第3号

議員提出議案第20号

8. 会議のてんまつ

—— 開 会 午前10時31分 ——

————— 開 会 —————

○馬殿敏男 議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第1回宝塚市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

—— 開 議 午前10時31分 ——

○馬殿敏男 議長 日程に入る前に市長職務代理人村野助役から発言の申し出がありますので、これを許可します。

————— あいさつ・諸報告 —————

○馬殿敏男 議長 市長職務代理人村野助役。

◎村野一郎 市長職務代理人 開会のごあいさつを申し上げます前に、去る2月7日、渡部 完市長が逮捕され、市民の皆様、議員各位に大変御迷惑、御心配をおかけする事態となり、市政に混乱が生じたことを心よりおわび申し上げます。

この事態を受けまして、2月10日から3月31日までの間、市長職務代理人を務めさせていただくことになりました。

また、昨日には議長あて辞職願が提出されたところでございます。

この事態を厳粛に受けとめまして、私自身も含め職員全員が気持ちを引き締め、職責を全うすることで、市民生活に極力影響が出ることのないよう努めますとともに、全力を挙げて市役所の信頼回復に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、この難局を乗り越えるため、格別の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日ここに平成18年第1回宝塚市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今回の定例市議会には、本日提出しております平成17年度宝塚市水道事業会計補正予算（第2号）及び市立長尾小学校校舎改築に関します工事請負契約議案3件につきまして、よろしく御審議をいただきまして、それぞれ御決定を賜りますよ

うお願い申し上げます。

なお、平成18年度予算案につきましては、一般会計は市民生活に関連のある経費など、いわゆる骨格予算とし、企業会計及び特別会計につきましては骨格予算とせず、通常予算として3月1日の送付を予定いたしておりますので、御了承賜りますようお願いいたします。

————— 会期決定 —————

○馬殿敏男 議長 会期についてお諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月31日までの45日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は45日間と決定しました。

————— 会議録署名議員指名 —————

○馬殿敏男 議長 次に、会議規則第122条の規定により、会議録署名議員を指名します。

13番川口議員、14番北野議員、以上両議員にお願いします。

ただいまから日程に入ります。

日程第1 議案第2号から議案第4号までの以上3件を一括して議題とします。

————— 日程第1 —————

.....

議案第 2号 工事請負契約（市立長尾小学校校舎改築外（建築）工事）の締結について

議案第 3号 工事請負契約（市立長尾小学校校舎改築外（電気設備）工事）の締結について

議案第 4号 工事請負契約（市立長尾小学校校舎改築外（空調設備）工事）の締結について

（文教厚生常任委員会付託）

.....

○馬殿敏男 議長 提案理由の説明を求めます。

市長職務代理人村野助役。

◎村野一郎 市長職務代理人 議案第2号から議案第4号までの以上3件につきまして、一括し

て提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第2号工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（建築）工事））の締結についてであります。本件は市立長尾小学校において老朽化した校舎の改築及び残存させる既存校舎の改造を行い、一体的に整備するため、建築にかかわる工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要は、新築校舎棟は鉄筋コンクリート造4階建て、床面積8,875.5平方メートル、ポンプ室及びごみ置き場は合わせて床面積15.42平方メートル、また改造する既存校舎棟は鉄筋コンクリート造4階建て、床面積1,583平方メートルであり、床面積合計は1万473.92平方メートルであります。また、あわせて新築校舎棟と既存屋内運動場棟を結ぶ連絡ブリッジも新設いたします。

請負金額は14億7,000万円で、神戸市中央区磯上通4丁目1番13号、清水建設株式会社神戸支店を請負業者として契約しようとするものであります。

次に、議案第3号工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（電気設備）工事））の締結についてであります。本件は建築にかかわる工事請負契約と同じ趣旨により、電気設備にかかわる工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要は、新築校舎棟、新築屋外施設及び既存改造校舎棟の工事に伴います電気設備工事一式であります。

請負金額は1億4,847万円で、神戸市灘区都通4丁目1番1号、西部電気建設株式会社を請負業者として契約しようとするものであります。

次に、議案第4号工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（空調設備）工事））の締結についてであります。本件も建築にかかわる工事請負契約と同じ趣旨によりまして、空調設備にかかわる工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要は、新築校舎棟、新築屋外施設及び

既存改造校舎棟の工事に伴います空調設備工事一式であります。

請負金額は2億1,315万円で、神戸市中央区八幡通3丁目1番14号、川崎設備工業株式会社神戸支店を請負業者として契約しようとするものであります。

以上3件につきまして、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○馬殿敏男 議長 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、質疑を省略して、直ちに文教厚生常任委員会に付託の上、審査したいと思いません。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

日程第2 議案第1号平成17年度宝塚市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

————— 日程第2 —————

.....

議案第 1号 平成17年度宝塚市水道事業会計補正予算（第2号）

（建設水道常任委員会付託）

.....

○馬殿敏男 議長 提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者村野助役。

○村野一郎 市長職務代理者 議案第1号平成17年度宝塚市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、収益的支出、第1款水道事業費用の既決予算額47億1,500万4,000円を7,100万円増額し、47億8,600万4,000円にしようとするものであります。

今回補正いたしますのは、前回の補正予算において12月までの受水費不足額1億4,200万円の増額補正をし、降雨による渇水の解消を目指しておりましたが、台風や驟雨によるまとまった降雨がなく、渇水の解消に至りませんでした。こ

のため、県営水道からの増量受水を続けるとともに、一たん打ち切っておりました西宮市からの受水を再度開始するなどの対策を行うため、この対策に要する予算として、再度受水費を7,100万円増額補正しようとするものであります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○馬殿敏男 議長 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、質疑を省略して、直ちに建設水道常任委員会に付託の上、審査したいと思いません。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

しばらく休憩します。

—— 休 憩 午前10時41分 ——

—— 再 開 午後16時36分 ——

○馬殿敏男 議長 ただいまから会議を再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

しばらく休憩します。

—— 休 憩 午前16時37分 ——

—— 再 開 午後19時32分 ——

○馬殿敏男 議長 ただいまから会議を再開します。

日程追加についてお諮りします。

ただいま、決議案第3号渡部 完宝塚市長に対する不信任決議案が提出されました。

お諮りします。

この際、本決議案を日程に追加し、直ちに議題

とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、本決議案を日程に追加し、議題とします。

————— 日程追加分 —————

.....

決議案第3号 渡部 完宝塚市長に対する不信任決議案

.....

○馬殿敏男 議長 提出者の説明を求めます。

12番草野議員。

◎12番(草野義雄議員) 決議案第3号市長の不信任決議案の提出につきまして、発議者を代表いたしまして提案理由の説明を行いたいと思いません。

まず、発議者は、私草野義雄、同大島淡紅子、同松下修治、同古谷 仁、同渡名喜正勝、同井上聖、以上6名の議員であります。

不信任決議の内容は以下のとおりであります。

渡部 完宝塚市長に対する不信任決議案。去る2月7日、渡部 完宝塚市長がパチンコ業者から多額の金品受領という収賄容疑で神戸地検に逮捕された。このことにより、宝塚市政に対する市民の信頼を大きく失うとともに、宝塚市のまちなイメージダウンを引き起こした。その責任は極めて大きいと言わざるを得ない。よって、宝塚市議会は渡部 完宝塚市長を信任しないことを決議する。平成18年2月15日、宝塚市議会。というものでございます。

その理由について御説明申し上げます。

2月7日に渡部市長は、パチンコ業者から便宜を図る見返りに国産高級自家用自動車、約800万円と言われておりますが、この収賄容疑で神戸地検に逮捕されたわけであり、このことにより、宝塚市政に対する市民の信頼を大きく失っております。私どもの方に、もう宝塚市を出て行きたい、また住民票取得の際に、発行者の渡部 完という名前を消してもらいたい、こういう声まで

聞いておるわけでありませぬ。その市民に与えた大きなダメージ、市政に対する信頼を傷つけた責任というものは極めて大きなものと言わざるを得ませぬ。

2点目の問題として、渡部市長はこの容疑の大きさを自覚すべきであります。ある弁護士の話によりますと、今回の容疑についての罪の大きさというものは、額が極めて多額であるということ、受託収賄ということであること、さらに宝塚市長という地位という権限から見て、これが立件されるとなれば、実刑もあり得るのではないか、このように言われておるわけでありませぬ。こうした点におきましても、その責任は極めて大きいと言わざるを得ませぬ。

3点目の理由として、渡部市長は2月14日、市議会議長あてに辞任願を提出されました。読み上げたいと思ひます。

辞任願。このたび市政を混乱させる事態を招いてしまい、今後さらに市政への影響を考えた結果、宝塚市長を辞任いたしたく存じます。平成18年2月14日、宝塚市議会議長馬殿敏男殿、渡部 完。

以上であります。この文言の中に市民という言葉はどこにもありません。私は、主権者たる市民に対してその責任を明らかにすべきであると考えますが、渡部 完市長の眼中には市民というものが全く目に入っておりませぬ。

さらに、この辞任願というものは期日指定がございませぬ。すなわち、即刻やめるとか、何月何日をもって辞職をするとか、速やかになどという言葉は一切ないわけでありませぬ。すなわち、いつやめるかわからない、このような無責任な辞職願となっておるわけでありませぬ。

そして、逮捕容疑となりました収賄容疑につきましても一切触れられておらず、非常に無責任な辞任願と言わざるを得ませぬ。

こうした辞任願を宝塚市議会として、市民を代表する議決機関として構成する我々議員がこうした市民を全く眼中に入れていない、こういう責任の所在を明らかにしていない辞任願を何らアク

ションもなく受け付ける、受理をする、そして認める、このことはできません。

以上の理由によりまして、渡部 完宝塚市長に対して不信任とする議案を提出いたします。議員の皆さん方の全員一致の決議採択をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○馬殿敏男 議長 説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上で質疑を終結します。

ただいまから討論に入ります。

討論はありませんか。

17番近石議員。

◆17番(近石武夫議員) ただいまより市民・連合クラブを代表いたしまして、渡部市長不信任決議案への反対討論を行います。

反対の理由は、渡部 完氏は辞職を表明したとはいえ、現時点では市長であり、地方自治法178条1項によれば、議会の不信任決議を受けて市長が議会の解散を行使できる立場にあります。議会解散処分は、議員の資格を剥奪する処分でありませぬ。これは市議会議員の身分を軽んじることであり、議員を選出した22万市民の民意を軽んじることでありませぬ。このようなことを助長しかねない市長不信任決議案には、市民の負託を受けた選良としても到底賛成することはできません。

また、議会が解散した場合には新年度予算の審議ができず、新年度の行政運営に影響を及ぼします。市議会が解散された場合、さらに2カ月ないし3カ月の市民生活に大きな影響を及ぼすことは必至です。予算の円滑な審議こそが、この市政始まって以来の危機を乗り越える最低条件であると私ども市民・連合クラブは考えております。市長が疑惑を招きながらも現在の職にとどまり続ける場合にこそ、議会が不信任決議を行うことに不信任決議の意味があると考えます。市長が辞職を表明した今、議会がなすべきことは円滑な新年度予算の審議であることは言うまでもありません。

以上をもって反対討論といたします。

○馬殿敏男 議長 ほかに討論はありませんか。

21番古谷議員。

◆21番（古谷仁議員） 私は、決議案第3号市長の不信任決議に社民党・福祉連合を代表し、賛成の討論を行います。

渡部市長は、パチンコ業者に便宜を与える見返りに高級乗用車セルシオを受け取ったとして逮捕されました。市長は、市政に公正と信頼をと訴え、選挙戦を戦い、当選をしましたが、今回の事件は公正とはほど遠い内容であり、完全に市民の信頼を失い、宝塚市政に対する市民の信頼も完全に失うこととなりました。市長としてのその責任は重く、一日も早く、一刻も早く辞任する以外にないと考えています。

しかし、2月14日、市議会議長あてに辞職願が提出をされました。しかし、その内容は期日を明示されていないために、このままでは地方自治法第145条の規定により、渡部市長は3月6日まで市長として在職することになります。

市民の信頼を完全に失っている渡部市長が3月6日まで、今後20日間も市長として在職することを市民はだれも認めておりません。市民はだれも希望をしておりません。市民は渡部市長を信任をしないし、議会も信任をしないのが当然の結論であります。これ以上市民に迷惑をかけ、これ以上市政を混乱させないために、直ちに一刻も早く辞任をすることを求めるものであります。そのために、渡部市長の不信任決議を全会一致で可決をし、宝塚市議会としてその意思を市民に明快にする時期が来たと確信をしております。

さらに、2月14日提出された辞任願は、今草野さんが読みましたけども、市政を混乱させ、今後さらに市政への影響を考えた結果、辞任いたしたく存じますと述べています。逮捕については一切触れておらず、公人としての、そして何よりも22万市民の代表としての市長のみずからの責任については一切触れられておりません。市長としての市民に対する説明責任を一切放棄をしております。

ます。その点、認められるものではなく、極めて無責任な辞任願であると断言せざるを得ません。

以上の理由で不信任決議案に賛成し、討論といたします。

○馬殿敏男 議長 ほかに討論はありませんか。

15番江原議員。

◆15番（江原和明議員） 今回の市長逮捕事件に関しまして我々公明党議員団は、宝塚市のまちなイメージダウンが広がり、市政混乱を招いた市長の責任は重大であり、市長は即刻辞任すべきであると考えております。昨日、議長あてに市長の辞任願が提出されたことは当然の結果であると考えております。

しかし、本日一部会派から市長の不信任決議案が提出されましたが、市長の辞任願を昨日議長が受理されているにもかかわらず、不信任決議案を提出するという姿勢は理解ができません。不信任決議案に賛成か否かの是非を問うよりも、我々議会人、また議会としては、混乱する市政を正常化し、18年度予算を審議するこの3月定例会を粛々と進め、22万の市民の生活及び市政運営を最優先することが一番重要であると考えております。市長不在のこの時期に、もしも議会の解散という不測の事態になれば、議員も不在となり、3月議会そのものが開かれず、骨格予算も執行できないといった政治空白を招くことは避けるべきであります。

したがいまして、不信任決議案を提出されたこと自体に反対の態度を表明し、討論といたします。

○馬殿敏男 議長 ほかに討論はありませんか。

22番松下議員。

◆22番（松下修治議員） 渡部 完市長に対する不信任決議案に賛成の立場から発言をしたい。

議会運営の中で議論をされたと思いますけれども、しかし今、賛成、反対討論を聞いている中で、本当に問題が明らかになっていない、このように強く感じました。宝塚市議会は、本来市民の代表として市長が行政を行う、それにチェックをする、これが議会の本来の役割であります。

高司4丁目、また美幸町でパチンコ店出店のときに渡部市長みずから来賓としてあいさつしたが、この場ではパチンコ店出店に反対という言葉は一言も述べなかった。住民はこの状況を見る中で、今回のパチンコ店業者から多額の金品授与を行い、収賄容疑で神戸地検に逮捕された、そのことを聞く中で、あのときなぜもっと頑張ってもらえなかったのかよくわかった、このように住民一同は怒りを隠せない。こういう中で、地域住民は県条例を何とか変えてパチンコ店出店に規制をかけてほしいと願いを込めて、当時渡部県議でありましたけれども、その請願にも背を向けて紹介議員にもならなかった。こういう住民無視、住民への態度を、背を向けるという、さらに今回逮捕という事実が生まれました。

議会の中で反対討論を聞いておりますと、市議会が解散をした場合、もしも解散したら、このようなことを述べられました。しかし、我々議員は市民の代表としてその態度を明確にすべきであります。にもかかわらず、自分の保身であるかわからない、また予算のことを考える、このことを言われるけれども、我々がきっちりとした行政チェックを態度としてあらわすのは今以外にない。だからこそ、決議案として提案したわけでありませぬ。

全議員がこのことをよく考えていただき、市民への裏切り行為をしない、背を向けない、そういう態度を明確にしようではありませんか。そのことを呼びかけまして、私の賛成討論といたします。

○馬殿敏男 議長 ほかに討論はありませんか。
26番山根議員。

◆26番(山根泰議員) ただいまよりC・S・Pクラブを代表しまして渡部市長不信任決議案への反対討論を行います。

現時点では、渡部市長は辞職願を提出されております。不信任決議案を可決する場合、市長は市議会を解散する可能性もあります。議会が解散した場合、新年度の予算審議は出されず、市民生活への影響ははかりしれません。何としてもこの行

政運営にとって危機を避けなければなりません。このようなときこそ議会が力を合わせ、議会の空転することのないように頑張らなければなりません。市民生活の視点に立って、市政運営こそ何よりも最優先にすることが大切ではないかと思えます。不信任案の賛否を問うのではなく、一刻も早く市政を正常に戻したいと考えております。

したがって、不信任案の提出決議に反対を表明し、討論といたします。

○馬殿敏男 議長 ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上で討論を終結します。
ただいまから決議案第3号渡部 完宝塚市長に対する不信任決議案を採決いたします。

採決の方法についてお諮りします。

同時に記名投票と無記名投票の要求がありますので、いずれの方法によるかについては、会議規則第83条第2項の規定により、無記名投票を持って決定することになります。

ただいまから無記名投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○馬殿敏男 議長 ただいまの出席議員数は29人です。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○馬殿敏男 議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 配付漏れなしと認めます。
念のために申し上げます。記名投票に賛成する議員は○を、記名投票に反対する議員は×を記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○馬殿敏男 議長 異状なしと認めます。
職員に点呼させます。

(投票)

◎中西 議会事務局次長 点呼します。

1番井上 聖議員、2番渡名喜議員、3番江見

議員、4番寺本議員、5番古田議員、6番金岡議員、7番多田議員、9番坂下議員、10番菊川議員、11番大島議員、12番草野議員、13番川口議員、14番北野議員、15番江原議員、16番石倉議員、17番近石議員、18番井ノ上 均議員、19番村上議員、20番北山議員、21番古谷議員、22番松下議員、23番梶本議員、24番小山議員、25番小倉議員、26番山根議員、27番杉本議員、28番野尻議員、29番岡田議員、30番田上議員。

以上です。

○馬殿敏男 議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○馬殿敏男 議長 ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番江原議員、16番石倉議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○馬殿敏男 議長 投票の結果を報告します。

記名投票を可とするもの 18票

記名投票を否とするもの 11票

以上のとおりです。

したがって、本件については記名投票により採決を行うことに決定しました。

議場の閉鎖をいたします。

(議場閉鎖)

○馬殿敏男 議長 ただいまの出席議員は30人です。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○馬殿敏男 議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成する議員は白票を、本案に反対する議員は青票を職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼します。

(投 票)

◎中西 議会事務局次長 点呼します。

1番井上 聖議員、2番渡名喜議員、3番江見議員、4番寺本議員、5番古田議員、6番金岡議員、7番多田議員、9番坂下議員、10番菊川議員、11番大島議員、12番草野議員、13番川口議員、14番北野議員、15番江原議員、16番石倉議員、17番近石議員、18番井ノ上 均議員、19番村上議員、20番北山議員、21番古谷議員、22番松下議員、23番梶本議員、24番小山議員、25番小倉議員、26番山根議員、27番杉本議員、28番野尻議員、29番岡田議員、30番田上議員、8番馬殿議員。

以上です。

○馬殿敏男 議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○馬殿敏男 議長 ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に17番近石議員、18番井ノ上議員を指名します。両議員に立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○馬殿敏男 議長 念のため申し上げます。本案の表決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。現在の出席議員は30人であり、議員数の3分の2以上であります。また、出席議員の4分の3は23人です。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 30票

白票 13票

青票 17票

以上のとおり白票は所定数に達しません。

したがって、決議案第3号は否決されました。

本案に賛成する者（白色）

井上 聖 渡名喜正勝 江見健太郎 寺本早苗
大島淡紅子 草野義雄 川口 悟 北野聡子
北山照昭 古谷 仁 松下修治 梶本克一
小山哲史

本案に反対する者（青色）

古田時子 金岡静夫 多田浩一郎 馬殿敏男
坂下賢治 菊川美善 江原和明 石倉加代子
近石武夫 井ノ上 均 村上正明 小倉 実
山根 泰 杉本和子 野尻俊明 岡田 進
田上多加夫

○馬殿敏男 議長 次に、日程追加についてお諮りします。

ただいま、さきに付託した議案第2号から議案第4号までの以上3件について文教厚生常任委員会委員長から、審査が終わっており、委員長の報告をしたいとの申し出があります。これを日程に追加して議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。議案第2号から議案第4号までの以上3を一括して日程に追加し、議題とします。

————— 日程追加分 —————

.....

議案第 2号 工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（建築）工事）の締結について

議案第 3号 工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（電気設備）工事）の締結について

議案第 4号 工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（空調設備）工事）の締結について

（文教厚生常任委員会付託）

.....

○馬殿敏男 議長 委員長の報告を求めます。

17番近石文教厚生常任委員会委員長。

◎17番（近石武夫議員） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において当委員会に付託されました議案について、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重審査しましたので、以下審査の概要並びに結果について報告します。

付託されました議案第2号工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（建築）工事）の締結について、議案第3号工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（電気設備）工事）の締結について、議案第4号工事請負契約（（市立長尾小学校校舎改築外（空調設備）工事）の締結についての以上3件であります。本件は市立長尾小学校において老朽化した校舎の改築及び残存させる既存校舎の改造を行い、一体的に整備するために、また電気設備工事、空調設備工事に関しましても、同趣旨によりそれぞれ工事請負契約を締結するものであります。

まず、本工事に係る入札の経過についてただしたところ、昨年11月の一般競争入札の参加予定者が一斉辞退をし、再入札を予定しても12月18日の締め切りまでに応募したのは1社のみとなり、落札となった今回の指名競争入札でも、15社のうち最終的に参加したのは6社のみとなったとの説明がありました。

契約不調について、原因と市の受けとめについて質疑がなされ、業者側は建設資材の高騰と物価高で応札しがたい状況としている。しかし、市としては財務規則に基づく適正な予定価格と判断しているとのことです。

今回の契約は前回に比べ1億9,000万円の開きがある点について資料提出を求めたところ、児童ホール吹き抜けの躯体構造の変更、厨房機器を本体工事に付加すること、特別教室等家具類の本工事追加など7点にわたる見直し項目により、前回案からの設計変更を実施して工期の短縮等を

図ろうとするものです。

全体として、1億9,000万円の2分の1は、難易度、現場の工事車両のふくそう、工事等による影響額であるとのことであります。

次に、委員から工事中の施工監理の変更についての質疑があり、常駐管理でない設計業者による重点管理を当初予算上では考慮していたが、改めて通常の学校建築と工法が変わらないことから、職員で十分施工監理が可能との調整の結果、助役とも協議する中、方針変更したとのことです。委員から、施工監理については十分意を用いられたとの意見がなされたのであります。

次に、今回の予定価格については、さきに建築された仁川小学校との比較で、建築、電気、空調設備、給排水設備等も含めて平米当たり約7,000円、総額で約7,000万円の削減が可能となったとのことであります。

次に、長尾小学校の児童が1,000人を超える規模となり、今後も児童数の増加が予想される中で、対応については今回、特に多目的3室の普通教室転用が可能としており、対応は可能とのことであります。

最後に、委員会においては、契約が遅延したことによる完成時期への影響について質疑があり、現時点では工期日程等について調整を行った上、地元住民との協議を行い、計画どおり平成19年3月31日の完成を目指すとのかたい決意が述べられたのであります。

さらに、当局におかれては、施設の重要性を十分認識され、施工監理に万全を期すべきであるとの意見がなされたのであります。

採決の結果、議案第2号から第4号の以上3件につきましては、全会一致を持って可決することに決しました。

議員におかれましては、当委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○馬殿敏男 議長 委員長の報告は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上で質疑を終結します。

ただいまから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上で討論を終結します。

ただいまから議案第2号から議案第4号までの以上3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決することが適当とするものです。本件は委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、本件は可決することに決定しました。

次に、日程追加についてお諮りします。

ただいま、さきに付託した議案第1号平成17年度宝塚市水道事業会計補正予算(第2号)について、建設水道常任委員会委員長から、審査が終わっており、委員長報告をしたいとの申し出がありました。これを日程に追加して議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。議案第1号を日程に追加し、議題とします。

————— 日程追加分 —————

.....
議案第 1号 平成17年度宝塚市水道事業会計補正予算(第2号)

(建設水道常任委員会付託)

.....

○馬殿敏男 議長 委員長の報告を求めます。

15番江原建設水道常任委員会委員長。

◎15番(江原和明議員) 建設水道常任委員会の委員長報告を行います。

本日の本会議において当委員会に付託されまし

た議案につきまして、直ちに委員会を開催し、慎重審査いたしました。以下審査の概要並びに結果について報告をいたします。

議案第1号平成17年度宝塚市水道事業会計補正予算(第2号)について、本件は昨年来の降雨不足により、本市水道専用ダムである川下川ダムの貯水量が減少したことへの対策として、兵庫県と西宮市からの受水量を増量したため、収益的支出、第1款水道事業費用の予算額に7,100万円を増額し、47億8,600万4,000円にしようとするものです。

まず、川下川ダムができてから三十数年になるが、貯水量を減らすヘドロのしゅんせつが必要なのではないか。このことについて説明を求めたところ、川下川ダムの上流に簡易水道のダムがあり、ここではヘドロが一定量蓄積しているが、川下川ダム本体までは到達していない。また、川下川ダムにも10万トンのヘドロ堆積容量を見込んでいるので、現在は心配ないとのことです。

次に、川下川の渇水について、降水量の不足との説明があったが、最近の10年平均の降水量が1,400ミリで、今期が1,000ミリ程度になりそうとのことである。平年を3割下回っただけで対策本部の設置とは少々お粗末であり、長期的な見通しが甘いのではないか。このことについて説明を求めたところ、比較した10年平均の降水量数値は精査が必要と考えるが、今期の降雨状況について、まとまった雨が少なく、ひでり続きの乾燥状態の後に雨が降ってもすぐしみ込んでしまうような降雨のパターンが多かったと認識している。しかし、長期的展望の中で、すぐに渇水対策本部を設置しなければならない状態は尋常ではないと認識している。具体的には、将来的な原水確保のため、地域水道事業の枠組みの中で今年度に研究会を立ち上げたところである。今後も安定供給に努力していきたいとのことです。これに対して、真剣に長期的ビジョンを持って取り組むべきであるとの意見がありました。

次に、最近の駅前地区のマンション建設ラッ

シュが市全体の水道水使用量を増加させているのかどうか、このことについて説明を求めたところ、ここ数年は微増であり、水不足の原因ではない。指摘の駅前マンション増は市全体としての増減により相殺されているものと考えているとのことです。

次に、大多数の市民は川下川ダムの場所や給水区域について知らない。節水を言われても実感がわかないのではないか。このことについて説明を求めたところ、給水エリアやダムの所在地等について、水道モニター制度などでは全体を知っていただくよう努めているが、広報誌等では誌面の都合もあり、詳細にはPRできていない。今後一層広報に努力していきたいとのことです。

次に、渇水対策本部は、いつ、どのような段階で解散するのか。このことについて説明を求めたところ、対策本部は川下川ダムの貯水率が30%を下回る段階で設置したので、30%が一つの目安であるとする。ただし、県や他市からの受水や応援の状況もあり、これらを除いてこの目安を満たすかどうかによって判断したいとのことです。

次に、今回の渇水への対応について、主に川下川ダムと県や西宮市等からの受水について説明していたが、取水全体に占める川下川ダムの割合は約3分の1であり、他の水源との関係、例えば小浜浄水場の浄水機能向上工事との関連など、もう少し詳細な説明をすべきであるとただしたところ、昨年度は市全体で2,580万トン水を配水した。そのうち800万トンを川下川ダムが占めていた。本年度は540万トンの見込みであり、250万トンの不足となる。そのうち80万トンは小浜・小林等の取水井戸から増量取水するも、最終180万トン不足となった。これに対し、県水から155万トンを、西宮市から25万トンを受水して対応することとした。なお、平成20年頃に小浜浄水場の工事が完了すれば、当浄水場の配水量は15から20%の増量が可能であるとのことです。

採決の結果、本議案については全員一致で可決をいたしました。

以上、当委員会の審査の概要と結果について御報告をいたしました。議員各位におかれましては、当委員会の報告どおり御決定いただきますようお願いいたします。建設水道常任委員会委員長報告を終わります。

○馬殿敏男 議長 委員長の報告は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上で質疑を終結します。

ただいまから討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上で討論を終結します。

ただいまから議案第1号平成17年度宝塚市水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決することが適当とするものです。本件は委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、本件は可決することに決定しました。

次に、日程追加についてお諮りします。

議員提出議案第20号宝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加して、これを議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

議員提出議案第20号宝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、議題とします。

————— 日程追加分 —————

.....

議員提出議案第20号 宝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○馬殿敏男 議長 提出者の説明を求めます。

15番江原議員。

◎15番(江原和明議員) それでは、議員提出議案第20号宝塚市議会議員定数の条例の一部を改正する条例の制定についてを提案者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、提案者は、私、市会議員江原和明、同近石武夫、同北山照昭、同川口 悟、同山根 泰、各5つの会派の代表者の署名をもって提出をいたしております。

内容といたしましては、現在の条例で決められております議員定数を30名から4名削減をし、26名に改めるという内容でございます。

附則につきましては、この条例は本日可決された場合は、以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行をするという改正内容でございます。

提出の理由につきましては、現今の非常に厳しい、昨今の厳しい宝塚市財政をかんがみ、さまざまな形で今市役所において人員削減、行財政改革が進められております。また、さまざまな形で市民への過度の負担を求めるといような流れも進むわけでございますが、そういうことよりも、職員、また市民よりも、まず議会が率先をして定数を削減すること及び精鋭の参画をもって効率的な行政運営に資するために、今回の議員定数の4名削減の一部改正を提案するものでございます。

議員におかれましては、全会一致で可決いただきますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

○馬殿敏男 議長 説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、委員会に付託の上、審査することに……。

21番古谷議員。

◆21番(古谷仁議員) 委員会設置に関して採択をする前に、やっぱりきちっとした採択をする前に、考え方を述べさせていただきたい、討論をさせていただきたいということをお願いしたいと

思います。

(「考え方もありますよ」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 その件につきましては、さきに開かれました議会運営委員会について決定をいたしておりますので、それに沿って議事運営をしてみたいと、このように思いますので、御理解をいただきたいとします。

お諮りします。

本件については、委員会に付託の上、審査することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○馬殿敏男 議長 起立少数です。

したがって、本件は否決することに決定しました。

ただいまから質疑に入ります。

提案者の方、席に着いてください。

質疑はありませんか。

1 番井上議員。

◆1 番(井上聖議員) 議員の定数については各会、各議員によって考え方が違うのは当たり前ですが、宝塚市議会議員定数に関する検討委員会できたばかりで、定数を削減するのに賛成であっても2名から4名と幅があり、なぜ4名としたのか、お答えください。

次に、提出理由として「議会が率先して定数を削減すること及び精鋭の参画をもって効率的な」とありますが、どういう意味ですか、お答えください。

以上2点について質問いたします。

○馬殿敏男 議長 答弁を求めます。

江原議員。

◎1 5 番(江原和明議員) まず1点目の、なぜ4名としたのかということでございますけれども、いろんな議論はあろうかと思っておりますけれども、今回5つの会派で検討し、提出をするという段階で合意のできた部分として、4名ということで本日は提出をしているわけでございます。

2点目、精鋭の参画云々ということについては、検討委員会でも一部発言をしておりますけれども、

議員自身、我々が市民から選ばれた議員としてしっかりと仕事をするかどうか、議員自身の質を問われているというところが非常にあるわけでございますので、ある程度の議員として、議員になるべくハードルを上げることによって、ある程度の絞られた少数精鋭によって議員を選ぶというのが精鋭の参画という意味でございます。

以上です。

○馬殿敏男 議長 1 番井上議員。

◆1 番(井上聖議員) 今の説明では4名の理由が全く、5会派の中で決められたということですが、5会派の中でも第1回目の委員会の中において意見は分かっていた。それなりに御意見をお持ちだと思いますので、各自この4名と決まった理由をお答えいただきたいとします。もう一度お願いいたします。

○馬殿敏男 議長 近石議員。

◎1 7 番(近石武夫議員) 私の所属する市民・連合クラブにおきましては、基本的に2割を減らすということで委員会でも申し上げております。これはやはり市の職員に対して日ごろから大変厳しく言っておりますし、また市民に対して負担をかけるということをいたしております。それからすれば、当然2割は最低減らさないかんというふうなことでありましたけれども、やはり5会派の話し合いの中で4名ということで決定したということでもあります。

○馬殿敏男 議長 井上議員、いかがですか。

◆1 番(井上聖議員) 皆さんにお答えを。

○馬殿敏男 議長 全員にですか。

◆1 番(井上聖議員) はい。

○馬殿敏男 議長 北山議員。

◎2 0 番(北山照昭議員) それでは、私どもの考え方ですけども、さきに江原議員の方から説明していただきましたように、今回5つの会派で相談しまして4人という形で提案させていただきました。

○馬殿敏男 議長 川口議員。

◎1 3 番(川口悟議員) 希望の星の方では、今

まで検討してまいりました6名から2名ぐらいまでというのであれば、これはもう問題やなど。もっと本当は減らしたいと、10人ぐらい減らしたらどうかと、こういうふうに思っておりましたけれども、大半が4人であり、4人を減らすことにおいて行財政改革の方でも1年で2億円から助かると、ほかの福祉、教育に使えるやないかと、こういうふうなことで考えまして、4名を減らすことに賛成をしたと、こういうことが理由でございます。

○馬殿敏男 議長 山根議員。

◎26番(山根泰議員) 私の方は、もう当初から財政、行政改革のことを申しておりました。やはり市民の皆様に対して、みずから本当に議員の人員を減らしていくことが市政に対しての考え方ではないか、また市民に対しての考え方ではないかと思えます。

また、このことにつきましても、非常に皆さんとしては痛いわけなんです。4名とかというようなことを減らしますと、非常に私本人としまして身を削る思いではございますが、この情勢の中でやはりみずからこういうようなことを我慢していくと、市職員だけが我慢をするのではなく、議員みずから我慢をしたいということで、このことについて一応お願いしているわけでございます。

以上です。

○馬殿敏男 議長 1番井上議員。

◆1番(井上聖議員) やはりなぜ4名かというのが全くわかりません。ただ、わかるのは、財政難の折、議員が率先してやると、金を減らしたいと、これお金の問題だけはよくわかりました。しかし、これ一般市民の方々にお金だけの話をして御理解いただけるのかなという疑問が残ります。確かに財政の問題は大切です。しかし、少数精鋭ということになれば、少数意見が市政に反映されないことになりませんか。お金もなく、組織もなく、我々のような小さな声は届かなくなっていく。選択率が減り、投票率が下がり、死に票がふえるということはお考えにならなかったのでは

しょうか、お伺いします。

○馬殿敏男 議長 江原議員。

◎15番(江原和明議員) 検討委員会の際にも同じような御意見が出たわけですがけれども、議員定数を減らすことによって少数意見がくみ上げられないであるとかという議論も出たわけですがけれども、それは議員の数が減るから少数意見がくみ上げられないというのは全く次元の違う問題で、私自身もそうですけれども、あるお1人の御婦人の意見を聞いて、小さな意見かもしれないけど、何とかそれを実現したいという思いで私自身十数年議員をやっているつもりでありますから、議員一人一人の資質を高めることによって、そういう少数の意見をしっかりと受けとめて市政に反映していくというのは当然できるわけありますので、それが一概に少数意見を抹殺するというか、そういうのが反映されないということには全くイコールにはならないというふうに考えているわけでございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○馬殿敏男 議長 ほかに質疑はありませんか。

11番大島議員。

◆11番(大島淡紅子議員) ちょっと4点お聞きしたいことがあります。

今も出ましたけれども、大きな団体が支援する人がやはり議員となりがちという、そのようなやっぱり体制になってしまうと思うんですね。バックがない方とか、それから新たに志を持って立候補されようとしている市民派議員とか、少数の応援があつて議員になろうという方がやはり当選しにくくなるというのは確かだと思えます。先ほども小さな声は拾うというのは私も検討委員会のときにお聞きいたしました、同じような考えを持っている人たちという意味の少数派という、その小さな声というのがちょっと、勘違いというか、私が思っていたのとは違うようなとらえ方をされてしまったんですが、少しの方たちが持っていらっしゃる考え方が通りにくくなるというのはやはり現実だと思えますね。国政を見ても同じ

だと思います。その辺をどのように考えられますでしょうか。

それから、さまざまな考え方の方たちがいるのが社会ですね。それと同様な構成、いろんな考え方の方たちがいるというのがやっぱり議会として理想的だと思います。自分とは異なる意見をお持ちの方たちと、そういう方たちを尊重しながら議論し、考え、そして決定していくのが民主主義のやはりあり方だと思うんですけれども、その辺は、民主主義ということに対してはどういうふうにお考えだったでしょうか。

それと、資料の請求が、次の検討委員会で資料請求ということになっていたんですけれども、それも吹っ飛んでしましまして、近隣市の状況とか、それから他市の状況を調べるということについてはお調べになったんでしょうか。例えばこの近隣市で言いますと、伊丹が前回定数削減いたしました。あそこは19万3,000人の都市なんです。上限が34人ということで、前回34人だったんですが、32人にされた。それから、お隣の川西も、あそこは16万1,000人という状況ですね。そこで、上限がやはり34名のところを30名ということで。宝塚市は23万人いるわけですが、これで30名、決して多くはないと思います。その辺はお調べになったでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思っています。

それから、先ほどから出ていますけれども、この理由の中にも「厳しい宝塚市の財政状況をかんがみ」ということをおっしゃっておりますけれども、それでは議員報酬を削減するという考えは全然なかったんでしょうか。その点、4点ありますが、お答えください。

○馬殿敏男 議長 答弁を求めます。

江原議員。

◎15番(江原和明議員) 1点目と2点目はちょっと同じように私には聞こえたんですけれども、少数の意見を尊重する云々というのは当然のことです。選挙で議員を選ぶという仕組みでございますので、30人だから、24人だから、

少数の団体の方のあれが押せないという議論にはイコールにはならない。とって、少数意見を議会として民主主義の原理にのっとって尊重しないということを行っているわけではなくて、当然少数意見を尊重する、民主主義のルールにのっとって行く、当然のことだというふうに考えております。

資料請求等で他市の状況は調べたのかということですが、幾つか手元に資料がございますが、それを他市が、類似都市がこうであるとか、人口20万から30万の類似都市定数はこうなっておるとかというのは手元にはございまして、調べておりますけれども、例にならなくて少なくするのはまずいとかというところの議論ではないというふうに思っておりますし、宝塚市よりも人口が少ない伊丹、川西が宝塚よりも定数が多い、また同じような状況だというのは十分理解した上で提案をしているつもりでございます。

議員報酬の削減については、この定数云々の議論とはまた別の問題で十分議論する場がある。まして、現在3%ですか、カットをずっと、5%カットを続けているわけでございますので、しかるべき市民の方は当然御理解をいただいているというふうに考えております。

○馬殿敏男 議長 11番大島議員。

◆11番(大島淡紅子議員) 先ほどから何回も、少数の声が届かない、少数派の人たちの声が届きにくくなるのではないかということは、それはあり得ないというふうなお答えなんですけれども、やはり現実としましても、国会でも議決する場になりますと、人数の少ない党派とか、それから党になりますと、その意見はなかなか届きにくくなるという、そういう状況はやはりあると思うんですね。人数が減ることによってやっぱり足が切られてしまうということで、やはり大多数の方たちが支援されるような、そういう人たちがもつような団体とか、そういうところだけに占拠されてしまうと、本当にその議論というものがなくなる可能性もあるわけです。同じような意見の人

たちだけになってしまうということは、やはり議論が起こらないという状況になりがち。ということは、本当に市議会としての体をなさなくなると思うんですよ。議員としての意味も本当になくなってしまわないかな。議論ができない議員というのは意味がないと思っていますので、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかなと思います。

それから、別のレベルの問題だ、議員報酬については5%、以前カットしたということでお話をされていますけれども、やはり私としては民主主義の基本ということで、いろんな違う考え方の人たちが、多くの人たちが議論していく中で生まれていく施策とか、それから議決されたいろいろな事項というのが本当に市民の生活に反映していくのが理想だと思っているんですが、その場合に財政の、行財政改革という観点だけでこの議員定数、議員を減らすということに関しては、やはりこれもちょっと議論にならないと私はいけないと思うんですが、その辺は全然、全くレベルが違うことであって、全く話にも出なかったのか、ちょっとその2点を教えてください。

○馬殿敏男 議長 江原議員。

◎15番（江原和明議員） 1点目の、ちょっと御発言の内容が余り理解ができない。少数の件ですけれども、議論ができないか云々ということとはつながらないわけでございまして、検討委員会でも大分この辺はちょっと議論をさせていただいたんですが、どうもかみ合っていないなというふうに私自身も感じていますけれども。30名の、現在そうなっているんだということでもないわけですし、24名にしたからそうならないということも言えないというふうに私自身は考えておるわけであります。

それと、議員報酬の件はなぜ議論しなかったかということですが、これは先ほど申し上げたように、この条例を出す段階で議員定数云々のところで報酬を云々という条文を書く云々というのは全く別個の問題でありますので、現時点では

議論をしていないということでございます。

○馬殿敏男 議長 大島議員、いかがですか。

11番大島議員。

◆11番（大島淡紅子議員） 次は意見にとどめさせていただきますけれども、やはり先ほども申し上げましたけれども、議論にならないような議会というのはとても恐れるわけなんです。人数がやはり同じような考えの方たちだけで固まってしまうやっぱり可能性というのはとても高いと思うんです。人数が減れば減るほど、やはり大きな力を持った団体、それからそういうグループが支援する人たちが通る、当選するという、占めていってしまうという可能性は非常に高くなると思いますので、私はその点を危惧いたします。

それと、別レベルでということは今もおっしゃいましたけれども、やはりこの議員の定数削減を考えるのであれば、議員報酬の削減ということも同レベルで本当は考えなくてはいけなかったことだと思うんですが、もうこれも全部吹っ飛んでしまいましたので、今後はやはりこちらの方もよく考えていかなければならないことではないかと思っています。

以上です。

○馬殿敏男 議長 ほかに質疑はありませんか。

22番松下議員。

◆22番（松下修治議員） それでは、何点かお聞きをしたいんですが、代表者会で議長が委員長ということで、検討委員会、これ長年大変尊重してやられてきました。この検討委員会の中で多くの成果を生んでいます。例えば議会の公開等々、こういうふうな中でルールというものが私はあろうと思うんです。議会のルール、これは社会のルールもより一層議会が、子どもたちを初め市民の皆さんに信頼を得るためにルールを手本としなければならぬ、このように思います。

ところが、今回突如として出されました。検討委員会で正式な議題としてやっていこうではないか、こういう合意を得て第1回目を行っただけ。2回目には、日程を決めて各委員が資料請求をし

た。さあこれから議論だというときに、突如としてこの検討委員会を無視した形で、検討委員会の委員長は議長でもあります、議会の代表として運営され、尊重していかなければならない、そのことを私は心が痛んだと思います、議長そのものも。しかし、今回放棄されたのは検討委員会をまさしく無視したものである、このように指摘をしなければなりません、どのように考えますか。

○馬殿敏男 議長 江原議員。

◎15番(江原和明議員) 検討委員会を無視したというつもりはありません。ただ、検討委員会の中でも、議員提案による定数云々の提出は可能であるということも当然議長からは発言をされているわけでありますので、それはいかんと、それは絶対ならんという議論はその定数の委員会の中ではなかったというふうに記憶をしております。

○馬殿敏男 議長 22番松下議員。

◆22番(松下修治議員) 私はこのことに対して委員長である議長に、私どもの会派と、それから社民党・福祉連合の皆さんと一緒にしまして議長に会いました。それで、こういうルールを大事にしてほしい。だから、例えば、直ちに検討委員会を開いてくれ。これに対して議長も委員長という責任の中で開いていただきました。

先ほど議論をしたわけですがけれども、傍聴をさせていただきました。皆さんが今回の議員提案を出した最大の理由は、市長が不信任決議を採択すれば解散権を持っている、だから目的が達成しないということで議員減員をやるというふうな主張をすべてやりました。しかし、先ほどの市長不信任案に対して言われた皆さんも、不信任に対して反対の立場をほとんどの方がとられたでしょ。そこへ並んでいる中では1人だけ白票を投じられましたけれども、それ以外の皆さんは、2人ですか、ごめんなさい、2人は白票を投じられました。しかし、検討委員会の中では、もう不信任が可決することを前提とした議論をすべてしたではありませんか。そうでしょ。だから、今議員提案をやって実行させるんだという主張を皆さんしたではあ

りませんか。

この中で、意見を聞いていないのは近石議員と北山議員ですが、それ以外の方は委員に入っています、検討委員会。そこで聞かせていただきました。すべての皆さんは先ほどの市長不信任決議の投票においても反対の討論で、議会が解散になる、そのおそれがあるということを強調され、しかし結局2人を除いて皆さんが反対をして4分の3に達していなかった。そうすれば、ルールを大事にして元に戻すべきではありませんか。第1点。

第2点目は、検討委員会で言ったことがどうか、再度検討委員会で言ったことをそれぞれお答えください。また、検討委員会に参加されていない2名の議員はどのように考えているのか、お答えください。

○馬殿敏男 議長 北山議員。

◎20番(北山照昭議員) 今、定数の検討委員会をつくる段階で、私は私どもの会派新風会を代表いたしまして、定数の検討委員会をつくってほしいという形で幹事長会でも提案させていただきました。そのときにも、さきにも出ていましたけれども、その場での確認として、いわゆる議員の提案権というのがありますから、その時期、タイミングもありますけれども、議員がその状況判断によって提案されるということは十分考えられますよというのは当然幹事長会でも皆確認をして、その上で検討委員会をつくったというのが経過でありますから、その点は御理解をいただきたいと思うんです。

2点目は、今回こういった非常に、宝塚の市長が大変残念ながら収賄容疑で逮捕されると、こういう状況がありまして、私のところにも大変たくさんの市民の方から意見、はがきをいただいております。その中でも、議会はどうなんだと、議会はどういうことをしていたんだということで、大変厳しい意見をもらっています。その中でも、市民の中からも議員がやっぱり多過ぎるんじゃないかと、議員はやっぱり減らすべきだと。こういう財政状況の中で、やっぱり議員みずからも身を処

するというんですか、そういうことをしてほしいという私は大きな状況の変化があったと、このように認識いたしておりますから、今回のことについても当然そういった市民の声も受けて、私はこういった形で提案をするという形に賛成をしてきたというのが一つの背景であります。御理解をよろしくをお願いします。

○馬殿敏男 議長 ほかにも答弁ありますか。

近石議員。

◎17番（近石武夫議員） まず、1点目の今回の市長不信任案の件で反対討論をさせていただきました。議会解散のおそれがあるということで、私は心底解散される可能性が強いという考えでおりました。たまたま結果的に否決されたということでもありますので、今でもそういう考えに変わらないということです。

それと、検討委員会に実は参加しておらないわけでございますけれども、私は常々行財政改革のことを言ってきておりますし、やはり議員は減らすべきだというふうな考え方を一貫して持ってきております。したがって、私は検討委員会に参加しておりませんが、議員としてやはりこういった提案権は当然持てるものだというふうな考えで今回提案をいたしました。

以上です。

○馬殿敏男 議長 22番松下議員。

◆22番（松下修治議員） 議員の提案権を保障するのは法律上あるわけですから、当然であります。しかしもう一方では、ルールというものも私は大事にしていかなないとだめ、こういうふうに認識をしています。

それから、議会はどうなっているんだという市民からの問う声、これはまさしく議会がみずからの判断で市長に対する態度を明確にするのがその答えであろうというふうに思います。

そこで、近石議員が答弁されました。まだ心配していると。しかし、辞任願の中の文章を読みますと「このたび市政を混乱させる事態を招いてしまい、今後さらに市政への影響を考えた結果、宝

塚市長を辞任したく存じます」議会が判断したことをもって、議会解散権があるけれども、それを行使するというのは市長としては、本当に人間として、また市長の立場としてさらなる混乱を招くことは市長が一番よく知っています。そのようなことを私は一つ答えておきたい。

検討委員会の中で、これは議事録がございませぬ。ですから、もう一度検討委員会の中で言われたことを江原議員や他の議員も答えてくださいよ、どのように答えられたのかね。市長不信任案の問題についてここから始まっているんですよ、議員の削減の提案については、ここの部分を今江原議員が代表として趣旨説明されました。そのことを一言も触れられておりません。しかし、検討委員会ではそのことをすべての人が、皆さんが言われたでしょ。答えてくださいよ、この場で。

○馬殿敏男 議長 江原議員。

◎15番（江原和明議員） 条例改正を提出したときの理由にそれが書いてある書いてないというのはちょっと違う議論ですので、先ほど述べた提案理由がすべてであります。

ただし、議員各位皆さん御存じのように、こういう市長不在という状況の中で、緊急な状態の中で辞任願も出されている中で、不信任案を出されるということの事態が発生したわけですから、これは私は先ほどの委員会でも言いましたけれども、発生したわけですから、当然可能性として解散権を発動できるわけです。これを否定している人はだれもいないと思います。そういう可能性、議会が解散をし、空転をする、そういう事態を避けるために、結果的には我々は動きましたが、不信任案を出されて、先ほど近石議員が言われたように解散という可能性があるのであれば、今まで議論を進めてきた議員定数の削減をこの機会に乗せないことには、次議論をする場、提案をする場はないという時の、時期の判断は一つの不信任案提出という条件が出たことによって、その時の判断をしたということでもあります。

○馬殿敏男 議長 提案者の中でほかにも答弁さ

れる方はおられますか。先ほどの江原議員の代表のほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上でございますので、松下議員、御了解をいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

ちょっとお待ちください。ベテランの議員の松下議員に申し上げるのは大変恐縮でございますが、会議規則55条の中で、この種の議論につきましては3回を上限、このように決定しております。ぜひ御理解をいただきまして、他の議員の質問にお譲りをいただきたい、このようにお願いをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

指名していませんよ。

(「そうですか」と呼ぶ者あり)

はい、許可していません。

ほかに質疑はありませんか。

21番古谷議員。

◆21番(古谷仁議員) それじゃあ、何点かについて質問をさせていただきます。

この発議者の中に議会検討委員会のメンバーがいらっしゃいます。江原さんと川口さんと山根さんです。3名にお聞きをまずいたします。

2月1日に、宝塚市議会議員の定数に関する検討委員会、すべて今言った3名も出ていらっしゃいました。次回3月20日月曜日に資料を整えて議論をするという中身になっておりました。決して議員の条例提案権を否定するものではありませんが、このような状況をつくってきた、そしてそのことが一方では議会のルールとして確立してきた。そのことを一切かなぐり捨てて、不信任決議案を提案するなら出すと、提案しないなら出さないとはいわなかった。提案する限り出しますと、一対のものとして提案をしてきた。私は、議会のルールをやっぱり軽んじていると、極めて不愉快だ、あなた達に対して不愉快な思いを持っている。道理に合っていないと思っている。この間の議会のルールとは、そしてとりわけ3名が検討委員会

に出られている、議論に参加をしている。どのようにお考えなのか、3名に対してまずお聞きをしたい。

それから、2つ目、これは皆さんにお聞きをします。5名の皆さんにお聞きをしたいと思います。

議員の定数というのは、地方議会の根元にかかわることだ、地方議会のあり方にかかわることだ、極めて重要な問題を含んでいると思うんですね。私は十分な議論と十分な討議と十分な時間が必要だと。その結果、削減する、現状維持をする、そこは最終的には合意ができなかったら採決をする、それはやむを得ないでしょう。でも、今回その議論と十分な審議とそのことを保証されたのでしょうか。やっぱりそのことを大切にしていって視点が私は必要だと。

そして、もっと言うならば、今回あなた方が言ってきた、差し迫っている、解散させられるかわからない、差し迫った状況がない中で、もう少し丁寧な議論と丁寧な会議の場をセットすることが私は求められているんじゃないか。そのことを通しながら、例えば次の6月市会に出すことだってできた。そういう議論がなぜできないんですか。私は議会の根源にかかわることであるがゆえに、そういう丁寧さを持っていただきたい。持てる時間もあるし、今からでもやろうと思えばできる、私はそう思いますね。

それは提案者と意見の相違はある。でも、お互いに丁寧な議論を議会でやっていかなきゃ、そのことが必要なんですよ。そして、現実には今その条件が整っている、議論をできる、次の議会までにね。改正をするなら改正をする、議論ができる条件が整っている。次の6月市会で十分だという中で、なぜきょうそんなに急ぐ必要があるんですか。そのことを5名の皆さんにお聞きをしたいと思います。

それから、4つ目は、削減の負の部分、マイナス部分をどう考えていらっしゃるのか、その5名の皆さんにお聞きをいたします。

やっぱり私は議会というのは、いろんな意見が

出てくる、いろんな考え方の意見が出てくる、そこで議論をしながら一致ができないところは最終的に採決になるかもわからないけど、いろんな意見が出てくる保証をやっぱり最大限大切にしなければいけない場ではないでしょうか。私はそのように思っております。いかがですか。

そして同時に、例えば多くの市で、ほかの市で削減をしてきた市がございます。結果的にどうなったのか。やっぱり新人の女性が出にくくなったという声を聞きます。それは何かというと、地盤なり組織なりがない人たちが極めて出にくくなった現実がある、そのことを負の部分として聞いております。やっぱり大きな組織とか大きな地盤を引き継いだ人以外に出られない議会というのは、私は活性化をしないというように思います。

確かに、行革との関係で議会を何人にするのがいいかという判断はあります。しかし、私はできる限り多様な意見を議会の場でそれぞれが発言をしていく、そのために新しい新人が、地盤もない、組織もないけど出て行ける、立っていける、そういう場を保証すべきだというように思っております。それが26、30というのはどちらが正しいかという問題じゃなくて、やっぱり大きく門戸を広げていくということが必要だと。

定数を削減した議会で、負の部分としてそのことが出てきているというように私は報告を受けております。その辺も含めて、多様な意見を尊重していく、多様な意見が出てくる状況をつくっていく、そのことが議会の活性化につながるということを感じるわけなんですけれども、そのことについて答弁を5名の方、それぞれ答弁をお願いいたします。

それで、まず第1回目は終わります。

○馬殿敏男 議長 答弁を求めます。

北山議員。

◎20番（北山照昭議員） それでは、私は、1項目はちょっとあれしまして、2項目、3項目について私なりに答弁させていただきます。

この議員定数の問題は、過去何回も議会では議

論をしてまいりました。7年前のときにも私どもは削減ということで一定の案を出させていただきました。そのときにも委員会では十分議論をいたしました。3年前のときにも、実は提案させていただきました。そういう長年の経過で、私は十分我々そのことについては議論をし尽くしてきたと、このように考えております。

今回についても、最初に言いましたように、代表者会議でこの委員会をつくってほしいということで、私どもの会派とか複数の会派が提起しましたけれども、そういうことで一定の議論を踏んでそれぞれの会派で十分検討した結果、ぜひ検討してほしいということでつくられたと、このように思っておりますので、私はこの間それぞれ十分検討し、十分時間があつたんじゃないかと思っております。

もちろん私どもの会派も全国の例もいろいろ参考にしましたし、大阪や兵庫県の例もすべて取り寄せまして、相当減員率の高いところもたくさんありますけれども、そういうことも十分考えながら、当面はまず4の定数減が好ましいのではないかと考えてきた経過がありますので、私も会派の中で十分議論して、そのことについては真剣にやっております。私は議論を十分し尽くされていると、このように考えております。

それから2点目は、さきにも言いましたように、一定の状況変化が起こっているわけですね。それは確かに不信任決議が出されているのも一つですし、今回のような事態になって市民の多くの方から、議会はどうなっているんだという御意見もありまして、私のところにも、さっき言いましたように、議員の定数を減らすべきだという意見も改めて寄せられてきております。こういうやっぱり状況変化に基づいて、私は議会としてそれなりのきちんと対応をしていくというのは必要じゃないかと、こう思っております。

それから、選挙というのはよく、その組織、バックのない人は出にくいという話がありますけれども、これ考えてみれば、私も別に特にバックは何

もありません。さきの3年前の選挙でも、新人の方が、私から見れば本当に組織のない、バックのない方がたくさんおられたと思うんですけども、そういう方は上位で当選されているんですよね。だから、私はそれは選挙制度上の問題でありますから、それが30が27になったからといって、そういう方々の意見を決してそれは反映されるということではないと思うんです。これは宝塚市で1つの選挙区ですからね、何も極端に我々は、私のところにも10人にせえという意見もありますよ、確かにそう言って。そういう意見も言われたこともありますし、もう20人でいいんじゃないかと、1万人に1人でいいんじゃないかと、もうさまざま意見が寄せられておりますけども、私たちはそういうことも十分考えて、やはりまず4定数減でやっぱり市民の期待にこたえていくと、こういふことで考えておりますから、さきの3年前の選挙の結果は皆さんも経験されたわけですから、もうその結果でも見てくださいよ。それは本当に新人の方がどんどん上位で当選されてるわけです。その結果というのがすべてあらわしているんじゃないかと、このように思いますので、よろしく御理解をお願いします。

○馬殿敏男 議長 ほかに答弁ありますか。

山根議員。

◎26番(山根泰議員) 私の方からちょっとお答えします。

検討委員会につきましても、一応会派の方に帰りまして、実はこうこうしかじかであると、定数につきましても非常に厳しいなど、それはいい票を取った人はそれでいいんか知らんが、我々みたいに票の少ない者は本当にもう大変だなど。しかし、これはもう時代の流れでやむを得ないかな、非常に苦しい、自分自身が苦しいというような中で、やはり定数の問題、これ他市の例を申し上げますけれども、本当に市と市と合併して一時的には人員も拡大をしております。しかし、町とか村とか合併した中で、何十人というんですか、80名も90名も市会議員がおりますが、それにつき

ましてもやはり次の任期までであるということも聞いております。

それから、市民の声につきましても、やはり議員の人員が多いんじゃないかということでございますが、先ほど申されておりました伊丹市の場合32名である、また川西の場合には30名と、宝塚市より人口が少ないのにもかかわらず人員が、議員定数が多いんじゃないかということも耳にしておりますし、事実でございます。これについて、さらに宝塚市が削減をするということには、自分、本人がもう一番痛いわけでございますが、やはり市民の声、時代の流れではなかろうかなと思います。

以上、私の方の考え方、財政問題ばかりを私申しておりましたが、やはりみずから、先ほど来申しておりましたとおり、市職員も、そして議員も一緒になってこの財政問題に取り組むためには、人件費というものを削減するということから皆さんとお話をしてきたわけでございます。

以上でございます。

○馬殿敏男 議長 ほかに答弁ありますか。

簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

江原議員。

◎15番(江原和明議員) 最初の2点、3月10日でしたか、20日でしたか、もう決定しているにもかかわらず道理に合わない。また、差し迫った状況ではないのでじっくり議論をすべきだという意見がありましたけど、そうではない。差し迫った状況に至ったからこそ、そういうときに必要だという判断をしたわけでございますので、不信任案を、当然出される方は、不信任案勝ち取るぞという思いでほかの会派にも声をかけられたわけですから、差し迫った状況になっているわけです。私ども、最初からだれがどういふふうに入れるかはわかりません。結果としては不成立になったわけですけども、差し迫った状況に追い込まれたことは事実でありますから、議論ができるような状況ではなくなった、3月20日という設定もなくなったと、そういう判断をして、こうい

う決断をしたと。先ほども何度も申し上げたとおりでございますし、あとはマイナスの、負のことに云々というのは、先ほど北山議員からも答弁があったとおりでございますが、広げたらいいのかというような議論と、やはりこれは見解の違いがあるんやなというふうに思っております。

以上です。

○馬殿敏男 議長 ほかに答弁はありますか。
（「5名の皆さんにと言うとんのに・・・」
と呼ぶ者あり）

いやいや、代表の方が全員やらなきゃならないというルールはありませんので、代表者もしておりますので、皆さん、ほかに答弁される方ありますか。

（「指名をして・・・」と呼ぶ者あり）

近石議員。

◎17番（近石武夫議員） まず、2点目の方でございますけども、差し迫った状況がなかったんじゃないかということではありますが、今江原議員もおっしゃったように、私としては今回非常に差し迫った状況であったということですので、見解の相違だと考えております。

以上です。

○馬殿敏男 議長 川口議員。

◎13番（川口悟議員） 僕の方では、これ不信任案が可決されると、常識ある議員さんばかりやから、これは当然可決されるだろうと、こういうふうに思うてね。だから、以前から検討委員会の中でも、6月までに決定したらええやないかと、こう言われておりましたけれども、その中で、いや、36人までふやすというふうな意見の人は一人もおらんのだ。だから、ある程度、さっきも言うたように、6人から2人ぐらいまでの間で検討していこうやないかいと、こういうふうなことでございました。

それが不信任案が否決されたもんやから、まあ6月まで当初は言うておったんやから、それは6月までまあまあゆっくり考えたらええがなと、こう思っていたけれども、今さっき、いや6月まで

委員会をもう一度立ち上げるかというたら、またぞろこれ反対者が多かって否決されとるわけやから、もう一度それを委員会が出して、やっぱり、僕は本音を言うと、やはりもっとじっくり考えた方がええなと。今まで4人言うてるけど、これ4人より6人がええなとかというふうに僕は提案していきたいなと、こう思ってるんやけども、そういうところが今回のこれで決定してしまたら6人減らすわけにもいかんようになるんで、そこらのこと。

特に、なぜこれに署名をしたかということは、今不信任案が可決された場合に渡部市長は、まああんなもん人を共連れしたろうと、こういうふうな人なんで、特にそういうことがあっては困る。よし、この際にそうしたら最低の4人に賛成すべきなんだと、こう思うたんで署名をしたと。そうでないと、また30人から36人になったりしたら困ると、こういうふうにな。

常に市民の方から、何しとんねん、税金泥棒と、そやから減らせと、こういうきついおしかりがあるわけや。そやから、そういったことで、できるだけやっぱり常識の範囲で20人ぐらいまでやったらどないか賛成もして減らしたらいいというのが僕の方の意見でございます、たまたまここへあれしたのが4名やというだけのことでございます。

今ここで不信任案が否決されてしもとるんで、またぞろ、いろいろ4人と言うてるやつを6人にするとか8人にするとかという検討はこれからしていったら、6月市会でもう一遍出してもうたらいけるんちゃうかと、こういうふうに思いますので、そういう考えでございます。

以上です。

○馬殿敏男 議長 21番古谷議員。

◆21番（古谷仁議員） もう一度お聞きをしますけども、やっぱり一定この間議会でルールを、検討委員会という場でルールをつくってきた。しかし、すべて条例を提案する権利は否定しないけども、やっぱりそこを大切にしていって、最大限そ

この合意を得ていくという形がなければ、議会というのは前に進んでこないのではないかというように思っています。とりわけ今回こんな形で、一方では不信任決議案と相打ちだという形で出されてまいりました。そして、私どもが聞いた限りでは、もし不信任決議案を出さなかったら出さない、どうするんだ、私たちにとってはそれは恫喝だという受け取り方をせざるを得ない。こんな形の出し方というのは、私は不謹慎であり、不正常であり、道理が通っていない、極めて残念だと断言せざるを得ないと思います。その点は申し添えておきます。

2つ目、これはもう一度お聞きをしますけれども、やっぱり議員の定数というのは議会の根源にかかわる問題だ。3年前にも話をした、7年前にも話をしたと言われる。しかし、今回は今回の議員の中で決めていく中身だ。それは答弁になっていない。今回の議論をやっぱりこの議会できちっとやっていくことがなぜできなかったのか、やっぱりする必要が合ったのではないか、私はそのように思っております。今回、突然のようにこういう形で、一方では検討委員会を進めていく中で、当然こういう形で出されたことに対して非常に問題がある、禍根を残すというように思っております。やっぱり丁寧な議論、丁寧な検討が保証されるべきだ。今回、こういう状況の中で本当に保証されているのか、そのことについて答弁を求めます。

私は見ている限り、感じている限り、本当に丁寧な議論、丁寧な審議が保証されたと言いがたい。とりわけ議会の活性化の問題、議会の根元にかかわる問題について、こんな形で突如として今日の午後出てくる。それも不信任決議案と対抗して出てくる。そして、不信任決議案を取り下げればこれは出しませんよという言い方をされる。私は、それは極めて残念な中身だというように思っております。この点についても答弁をお願いします。

それからもう一つ、これも答弁をお願いします。

やっぱり私は、議会というのは多様な意見が戦わされる場だ、多様な意見をお互いに認め合っ

いく場だ、そのように思っております。だから、幾らでもふやせという中身ではありません。一定の限度はあるだろう。一定の理解はあるだろう。しかし、私は今の状況の中で、これは立場の違いですけれども、これ以上減らす必要はないだろう、これが限界だろう。この中でいろんな違った意見、多様な意見を持った人たちが議会の中で議論をしていく、そして提案をしていく、そして当局の暴走をチェックしていく、そのことが求められている、そのように思っております。私はそういうことが議会では大切な作業だ、検証だというように思っております。ですから、多様な意見を本当に大切に作る議会をつくるためには、本当にあなた方の提案が正しいのかどうか、それも答弁をお願いします。

○馬殿敏男 議長 江原議員。

◎15番(江原和明議員) 本日のこの議員提案の提出に係る経緯の中で、不信任案と対抗して出された、また不信任案を取り下げたら出さないというようなことは、私どもは一切申し上げておりません。そのようにとられたのかもしれませんが、我々が提出をするときにそういう発言をしたわけではありません。

また、多様な意見というのは当然必要だというのは理解をしておりますので、多様な意見を無視するという考えは一切ございません。

○馬殿敏男 議長 ほかに答弁ありますか。

21番古谷議員。

◆21番(古谷仁議員) 今、答弁の中で不信任決議案を出さなければ出さない、江原さんが提案の中で言ったことはない。しかし、大きな流れとして議会の中で、もし出したら出しますよと、現実にあなた方の会派の中で言ってきたじゃないですか。やっぱり私は今回の出し方というのは、不信任決議案を引っ込めさせるために強引に出してきたと思わざるを得ない。確かに、不信任決議案を取り下げたら出しませんよとは言わなかった。こういう出し方というのは極めて不謹慎だ。一人一人の議員の提案権は認めるけども、今回のやり

方というのは、やっぱりこの間議会でルールをつくってきたことを完全に無視している。無視をした提案だ。それを見解の相違だと言われたらそこまでだけど、やっぱりもう少し丁寧なお互いの議論があってしかるべきだ。こんな形では私は賛成できません。

終わります。

○馬殿敏男 議長 ほかには質疑はありませんか。
12番草野議員。

◆12番(草野義雄議員) それでは、私は議員定数条例の改正の提出理由についてまずお伺いしたいと思います。

厳しい宝塚市財政をかんがみという理由になっているんですが、厳しい宝塚市財政に対する皆さん方の認識を具体的に言ってください。

それからもう一つ、市役所における人員削減ということを理由の中に上げておられますが、この状況に対する、このことについての皆さん方の認識を聞かせてください、どういう認識でおられるのか。

その次に、市民への過度な負担を求めるよりも、だからしたがって現在は市民への過度な負担を求めているという認識であろうと思うんですが、どういうことをもって市民への過度な負担というふうにおっしゃっておられるのか。

そういうことよりも、まず議会が率先して定数を削減することだと、このように主張されておられるわけですが、それらの主張される前提になっている今言った3つの点についての皆さん方の認識をお聞きしたい。

それから、この中で、先ほども少し議論ありましたが、精鋭という言葉が出ております。皆さん方のおっしゃる精鋭というこの内容を具体的にお知らせ願いたいと思います。

それから、効率的な行政運営に資するためということですが、ここにおける、議員定数削減における効率的な行政運営に資するとは一体どういうことなのか、皆さん方の御見解をお聞きします。

次に、この議員定数の削減条例の改正案が出されてきた動機についてでありますけれども、今議論がありましたように、議員定数削減と市長の不信任案との関係についてですが、既にこの問題については、不信任案については決着はつきました。つまり、検討委員会の中で皆さん方が主張されたのは、解散権の行使ということを前提にして論じられておりました。ところが、その投票の結果、不信任案は否決をされ、そして解散権の行使ということはなくなりました。この現状において、私は議員定数削減の問題について議員提案されることは権利としていいでしょう。しかし、私は議員のあり方、議会のあり方、これらを現時点では慎重に検討すべきではないかと思うんですが、その点についてやはり委員会付託なりそういう定数の検討委員会で慎重に検討すべきである、こういう状況にあると思いますが、その点についての見解をお願いします。

それから、定数等の検討委員会でございますが、2月1日に第1回目の検討委員会が開かれております。ここではどういう議論があって、どういうまとめ方になったのか、第1回目の定数等検討委員会の内容についての皆さん方の認識をお聞きします。

次に、お聞きしたいのは、議員定数削減の法律的な根拠についてです。法律の何を根拠にして進められておるのか、その条分を読み上げていただきたい。これが次の質問です。

それから、皆さん方がいろんな実態調査を行ったという答弁をされております。これら実態調査をされた情報公開を求めたいと思いますが、一体どういう調査をされて、その結果はどうだったのか、答弁をいただきたいと思います。

それから次に、宝塚市の現在の議員定数がいつ決まったのか、それからその時の人口は幾らだったのか、この点について答弁を求めます。

とりあえず第1次はそれぐらいにしておきます。

○馬殿敏男 議長 近石議員。

◎17番(近石武夫議員) 私の方からは、厳し

い宝塚市財政についてであります。

支出より収入が少ないわけでありまして、その少ない分を市債の発行と基金の取り崩しでやっているということでもあります。これを見て、厳しい財政と言わざるを得ないということでもあります。それが1つですね。

それと、人員削減についてでありますけれども、平成8年から行財政改革をやっております。約10年経ちました。市職員は10%以上の純減になっております。それを見ても、やはり大きな負担をかけておるということでもあります。したがって、議員におきましては10年前も30人ということでもありますので、当然のことでもあります。

以上です。

○馬殿敏男 議長 いかがですか。

江原議員。

◎15番（江原和明議員） 過度の負担を求めるよりも云々という提案理由を書いておりますが、そういう可能性があるということで表現をしているわけであります。

それから、精鋭ということですが、精鋭の参画というのは、先ほど少し申し上げましたが、議員という自分のことよりも市民のことを考えられる議員、当然だと思いますが、そういうことを考えられる議員がやはり出なくてははいけない。市をどうやったらいいかと、市民のため、どういふふうにより市政運営をしたらいいか、まず自分のことよりもそちらを考えられる議員を私は精鋭というふうに概念として考えているわけでもあります。

それから、効率的な行政運営ということでございますが、当然議員の歳費、その他さまざまな経費をあれすると、純粋な議員1人に対する人件費というのは1,270万円ほどになるわけです。その4人分減らすということが、まず小さなことではありますが、それに伴って委員会視察等々さまざまな形で、いろんな形で削減がされていくわけです。小さな金額ではありますが、少しでも議員みずからそういう部分を減らしているということだととらえております。

それと、日程に上程をされて云々ということなんですけれども、これは現時点ではもう回避されたから云々ということですが、もう既に議会日程に乗っけて審議が始まっているわけですから、当然それにのっかって、粛々とルールにのっかって私どもはこういうふうにご提案をさせていただいた。

それと、実態調査云々というようなこともありますけれども、これは事務局の方でも当然さまざまな形で調べていただいているわけですし、どこの市が、先ほどあったように、伊丹、川西、そういう状況も意見交換をさせていただきました。

それと、法的根拠云々というのはちょっと意味がわかりません。地方自治法112条及び宝塚市議会会議規則第15条の規定によって私どもは出したわけでございます。

それと、昭和29年の制定時において宝塚市は30名の定数を引いたということございまして、1つ申し上げれば、当初総合計画においては25万都市を目指そうという時代がありましたけれども、現時点の総合計画においては23万というふうにより下降修正をしました。当然考えられるのは、今後宝塚市の人口は、今は微増という形でふえ続けておりますが、いつ下降に向かうかわからない。そういう段階で、私どもは、自分のことというか、来年のことを考えて出したわけではありません。5年、10年後の宝塚市の人口推移、当然人口が減少するであろうと、そういうようなことも含めて、10年後、20年後のことを考えれば、もう50年前に30名にしている宝塚市でございますから、今後のことを考えれば、人口減少するであろうと予測する宝塚に対しては削減するのが当然であるという考え方を持っているわけでもあります。

○馬殿敏男 議長 12番草野議員。

◆12番（草野義雄議員） いや、私は具体的に聞いているので、具体的に答えていただきたいんですよ。

1つは、支出より収入が多い財政の状況ですけども、市債と基金の取り崩しという、市債を発行

して基金を取り崩していると、これ具体的に、私これ言われただけではさっぱり実態ようわからんのですわ。これ具体的にちょっと言ってくださいよ。その実情を言われないと、果たしてそうかということについて疑問があります。

それから、市職員の純減10%と言われましたが、この10%という根拠についてお教えいただきたい。

それから、定数削減のやり方についてですけども、私の理解では定数の計画がつくられておまして、それは類似都市の平均値に基づいて、平均値より高いか低いかと、類似都市のね、ということ基準にして、定数の削減が進められているという認識を持っておりますけれども、この点についての御認識を教えてください。

それから、精鋭についてですけども、つまり自分のことよりも市民のためという、これは市会議員としてはどなたも持っておられることじゃないんですか。これ持っておられない方がいらっしゃると、こういう認識を持っておられるということですか。これ具体的に教えてください。

そうすると、私はやはり30人の市会議員の方はそれぞれの考え方のもとで市民のために奉仕する、この姿勢で私は市会議員の方、頑張っていると思うんですよ。それはいろんな見解の相違はあるでしょう。しかし、この点についての基本的な考え方が違くと。市民のために奉仕する議員と市民のために奉仕しない議員、このように分けておられるかどうか、この点について見解をお聞きしたいと思います。

それから、議会関係の予算ですけども、全体の市財政の何パーセントを占めておるのか、そしてこの削減額というものが市財政の何パーセントに相当するのか、この点についての御認識をお聞きしたいと思います。

それから、私、今の答弁で極めて重大だと思ったのは、法律的根拠を知らないと、わからないと。これでどうして改正案が出せるんですか。法律的根拠なくしてこういう定数削減の条例改正ができ

るんですか。法律無視するんですか。法律の条文を読んでください。法的根拠なくして何でこんな改定ができるんですか。

それから、実態調査については皆さん方やっているとおっしゃったじゃないですか。なぜ公開できないんですか。調べたこと全部公開しなさいよ。情報公開なしでこれやるんですか。

それから、先ほどの第1回目の定数等の検討委員会、これがどういう内容であったのかというのは答弁漏れていたと思うんですが、そして第1回目の検討委員会で全員が合意したこと、その内容あるでしょ。皆さん何人かは定数委員会のメンバーでしょ。

それから、私が聞いたのは、現在の条例になったのがいつなのか、そのときの人口は幾らだったのかと聞いているわけです。将来人口を聞いているわけじゃないんです。宝塚は長年にわたって30人でやってきた。これがいつ始まったのか、そのときの人口は幾らだったのか、この点について検討もなしに、私たちは市議会の50年史というのをつくってきたじゃないですか。そうしたものを一切無視するんですか。明確に教えてください。

それから、これは議会のあり方にいろいろかわってくると思うんですよ。委員会のあり方、これは第1回目の検討委員会でも議論になりましたね。現在の委員会数は4です。江原議員は3でもいいのではないかというような意見がございました。それから、ほかの委員から委員会の複数兼任制、こういうような問題も提起されました。これは議会のあり方として非常に根本的な問題を含むと思うんですよ。そして、これは定数の問題もかわるでしょ。こうした議論がありながら、こういう議論を封殺するんですか。

2回目としては以上にしておきます。

○馬殿敏男 議長 近石議員。

◎17番（近石武夫議員） まず、厳しい財政ということでありますけれども、ちょっと具体的な資料を持ち合わせておりませんので、収支は赤字だということは事実であります。これは先輩議員で

ある草野議員はよく御存じだと思います。

それと、人員削減でありますけども、これも具体的な数字を持ち合わせておりませんけども、少なくともこの10年間で、平成8年ごろは類団比較で約250人のオーバーな人員でありました。直近の17年度は類団平均でほぼプラスマイナスゼロということですので、大変な人が減っておるとい状況であります。

以上です。

○馬殿敏男 議長 北山議員。

◎20番（北山照昭議員） 非常にたくさんのごことをいろいろ質問されていると思うんですが、私どもはまさに地方自治法に基づきまして、市議会の会議規則に基づきまして、議員の提案権というのは当然あるわけですから、その提案権に基づいて提案させてもらっております。しかも、それは提案要求を満たすために5名で提案いたしておりますから、何らこのことについては私は問題がないんじゃないかと思っています。

さきにも言いましたけども、検討委員会をつくることについては、私は、代表者会で複数の会派がこの問題について検討しようと言ったわけですけども、検討委員会で提起しました。そのときにも、これはいわゆる検討委員会の審議と状況によっては別途提案というのは拘束されないと、提案権は拘束されませんよというのは幹事長会でも確認はできていたと思うんです。

今回、さきにも言いましたけれども、不信任案が出されるとか、しかもこういった事態になって議会に対して市民の方からいろんな意見が出てくる。兼ねてから私は言いましたけれども、議員定数の問題というのは、確かに議員の構成は変わっていますけども、7年前にも議論している。3年前にも私たちは問題提起をして議論してきたんです。十分議論は尽くされています。

そういう背景に基づいて私たちは提案しているわけですし、当然これは、提案する限りは県下の状況なり大阪府の状況なり全国的な状況も確認をして、会派でも十分議論してまとめてきたのが経

過です。そういうことを十分考えていただいて判断されたらいいと思うんです。それはどうしても私たちの提案に反対なら、それはそれぞれ議会の中で反対の態度はできるわけですから、やむを得ず反対というのも仕方がないな、こう思っていますけれども、それはもう議会のルールで、賛成が多ければ決まってくると、これは民主主義のルールですから、民主主義のルールに基づいて決めていくというのは極めて私は自然なことだと、このように思っております。それぞれのことについて、我々としてきちっと提案理由を出しているわけですから、それをあなたが理解できないというのはわかりますけれども、それは理解してあげたいと、お願いする以上のことは、それは仕方がないと思っています。

（「答弁になっていない」と呼ぶ者あり）

○馬殿敏男 議長 北山議員。

◎20番（北山照昭議員） 答弁になっていないというのは、我々としては丁寧に答弁しているわけですよ。

（「条文読んでください」と呼ぶ者あり）

きちっと答弁しています。見解の相違です。定数の問題……。

（「答弁じゃないですよ」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。

定数の問題というのは、それぞれどの定数かというのを全国の状態を調べてください。

（「法的根拠を示してください」と呼ぶ者あり）

だから、それはそれぞれの見解で判断する以外ないんじゃないですか。30人のところもあれば24人のところもあれば36人のところもあれば、全国さまざまですよ。もう50%減員しているところもあるわけですよ。

（「法的根拠を聞いているんや」と呼ぶ者あり）

それは全国それぞれあるんですから、その上に立ってきちっと法律に基づいて提案しています。

以上です。

(「答弁になっていない」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 では、続いて、そのことも含めまして草野議員の質疑を続けてください。

12番草野議員。

◆12番(草野義雄議員) いや、全然これ答弁になってないですね。私はその定数削減の法的根拠を聞いているんです。法的根拠もなくして民主主義だ■■■■■と言っているけれども、その法律の根拠をなぜ読めないんですか。読んでくださいよ、こういう法律に基づいて定数削減の提案をやっているんだということです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

いや、ちょっと待ってくださいよ。

(「今の発言で、民主主義だ■■■■■というのはよくないですよ、あの言葉を取り消してくださいよ」と呼ぶ者あり)

何ですか。

(「あなたが言ったこと・・・」と呼ぶ者あり)

そしたら、ちゃんとその根拠を示してくださいよ。

(「言葉を訂正してください」「・・・しています」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 私の方の許可なしに発言は慎んでください。

もしも、草野議員、それ以上質問されるのであれば、時間もかなり経過したことでございますので、あなたの質問権はそのまま確保いたしますから、しばらく休憩をして、そして質疑を継続していただきたいと、こう思います。

しばらく休憩します。

—— 休 憩 午後21時56分 ——

—— 再 開 午後22時13分 ——

○馬殿敏男 議長 ただいまから会議を再開します。

休憩前に引き続き議員提出議案第20号についての質疑を行います。

12番草野議員。

◆12番(草野義雄議員) まず、私の発言中、

「民主主義■■■■■」と言ったことにつきましては、「■■■■■」の部分は削除させていただきます。

それから、もう3回目になりますので、意見と質問にしたいと思います。

まず1点は、議員定数削減と不信任案との関係でございますけれども、これは私が最初に申し上げましたように、極めて不正常な形で議員定数削減案が不信任案と、いわば抱き合わせの形で出されてきたということにつきまして、やはり慎重な審議を要する議員定数削減が、ある意味では非常に政治的な意味合いでもって強行されようとしているということについて、私はそういう意見を持っておりますので、そういうものだったということをお述べておきたいと思っております。

それから、定数等の検討委員会の件でございますけれども、ここで最後に全員一致で合意したことは、次回の会議の日程を決めたこと、それから資料要求をいたしまして、例えば阪神間の実情であるとか類似都市の実例、さらには法定数の問題についてどういう見解を持つか、こういうことなどについて調査をしようと、資料提供を待つて議論を深めていこうということであったと思うんです。これらの経過について一切無視をされ、こういう形で出されてまいりました。そして、答弁の中で、自分たちは調べたんだということを、調べた上できちんと出しているんだということを強調されるわけですが、その具体的な情報については何ら提供されません。

それと、これまで幾つか経過があったんだと、何年前からも経過があったんだとおっしゃいますけれども、その経過の内容についても全く具体的な内容は何もしゃべられません。

そこで、3年前の経過について1つお知らせしておきたいのは、急な提案でしたので、なかなか資料を集めるのが大変でしたけれども、3年前に資料が提出されております。

議員定数30人の考え方というものが出されまして、県下阪神間の状況として、阪神間の同程度

の市との比較、宝塚市はその当時人口21万5,000だったと、21.5万だと、伊丹市は19.2万だと、川西市は15.3万だと。定数は、宝塚市が30、伊丹市が32、川西が30。人口1万人あたりの議員数、宝塚が1.3人、伊丹市が1.6人、川西市が1.9人。減員率、宝塚市が78.9、伊丹市が、これは誤りですね、だから減員率が21.1%ですね、宝塚市が。この表、間違っていますね。伊丹市が5.9%だと、減員率。川西市が9%だと。こういう資料が提供されているわけです。

県下20万から30万人の都市との比較、法定上限が38人の市の比較表が出ております。宝塚市は、先ほど申し上げましたように、人口21.5万、定数が30、そういうことで、先ほどこれは申し上げました。明石市が、人口が29.3万、定数は33、人口1万人あたりの議員数1.2、減員率は13.2%。加古川市は、人口26.6万、定数が33、人口1万人あたりの議員数が1.1人、減員率は13.2%だと、こういう資料などが数多く出されてきて、結局結論として、以上より20万都市の議会として市民の意向を反映するためには30名程度は必要である、こういう結論に至ったわけでありまして。このときは異論が出ずに、いろいろ提起はありましたけれども、このときは異論がなく、この形でいっておるわけでありまして。

こうした資料について、全く情報について明らかにされずに4人削減ということだけというのは、余りにも市民に対して全く根拠を説明できない、こういう代物であるということが言えるのではないのでしょうか。なぜ調べておるのに情報提供されないのか。自分たちに不利な情報があるからではないですか。そうでなければ、皆さん方が調べた結果に基づいて4名削減の根拠はこうなんだということを明らかにしていただきたい。

それから、宝塚市は、私の記憶では、市創設以来30人でやってきたと理解をしております。もし間違いがあれば指摘をしてください。50年に

わたって30人でやってきたとっております。その当時、宝塚市が30人の定数にしたときは人口が5万9,000人余りだったと思います。そして、現在は22万の市になっておるわけですが、定数は30のままという状況について、これは歴史的にこれをどう評価するか、検討を加えなければならぬ問題じゃないでしょうか。そういう作業を抜きにして、いわば政治的な思惑の中でこの定数の問題が扱われているということについては、議会制民主主義のあり方としてはきわめて重要な問題ではないかというふうに思っております。

それから、法律上の根拠ですけれども、地方自治法の第90条、ここに根拠があるわけですが、皆さん方はその減員の根拠について全く答弁されなかった。地方自治法の112条だとか宝塚市の会議規則、ここに根拠があるのではなくて、地方自治法の第90条に根拠があり、第3項、そして第91条の第2項において、前2項の議員の定数は条例で特にこれを減少することができる、これが根拠規定、これだけです。

そこで、議論になるのは「特に」ということをどう法解釈するかということです。そこで、いろんな実例も含めて解釈されておりますのは、例えばそれまで市だったところが、いわば市の基準である過疎が進行いたしまして、その人口が減少すると。そうした場合、当初にいた人口の議員数と現在の人口に基づく議員数が乖離をすると、こういう場合に限って「特に」ということを解釈されているわけでありまして。それから、震災だとか災害で人口が減る、こうした中で議員数の乖離が起こることについて、この問題について特にこの減数条例というものが活用できるということになっているわけです。

それから、議員の実態についても幾つか調査の項目があります。都道府県の議員の実態はどうか、市の議員の実態はどうか、町村の議員の実態はどうか、その減員率はどうなっているかという調査がございます。平成10年4月現在の数字でございますけれども、都道府県会議員の減員率という

のは、この表によれば4.7%です。そして、市の減員率は21.1%です。町村の減員率は26.9%、こういう現状になっております。

身近な政治、市政、こういうものを目指していくという点では、私はこの表は極めていびつな実態をあらわしておると思うんです。それは、やはり身近なところで政治と暮らしを結びつけていく、この議員の役割というものが、この減員率の状況を見れば市や町村で多いというのは、より身近な政治にしていくという点では極めて大きな問題があると思うんです。こうした問題についても何ら検討もされることがなく、こういうただ単に4名というような根拠のない数字が一人歩きして、減員を強行しようとしておるということについては極めて問題が多いというふうに思います。

そして、先ほど申し上げましたように、常任委員会の構成、さらには議会の予算の全体に占める比率、こうした問題についても全く答弁がございませんでした。したがって、私どもは多分、これは現在記憶の範囲で申し上げますが、全体の予算の1%もないのではないかと、それぐらいの程度の議会の予算ではないかと思うんですけれども、そういう中でこういう民主主義、市民と政治を結びつけていくパイプ役としての議員の役割というものを減少していくということについて十分な議論もなく、こういう政治的な意図でもって行われていくということについては、民主主義の危機を感じざるを得ません。

るる申し上げましたけれども、この進め方といい、動機といい、そしてその内容といい、非常に極めて深刻な宝塚市議会の実態をあらわしたものとして私は強く警告を發し、こうしたやり方について断固抗議をして、質問としては、先ほど申し上げました法的根拠について、そちらの方で答弁をいただき、なぜ情報公開されないのか、調べた内容について。そして、全議員にその資料を配付して、そしてみんなで議論する場は与えないのか、こうした点についての答弁を求めて、私の質問を終わっておきます。

○馬殿敏男 議長 答弁を求めます。

江原議員。

◎15番(江原和明議員) まず、法的根拠ですが、先ほど草野議員は90条と言われましたけども、90条は都道府県議会議員の定数を定めた部分であると思っております、私ども市町村議会の議員の定数については、第91条市町村の議会の議員の定数は条例で定めるというふうにされております。ただし、人口区分によって、人口20万以上30万未満の市においては38人、この数を超えない範囲内で、それ以下で定めなければならないというような条文があるわけがございます。

それと、先ほど30名でずっと議員が云々という話がありました。私も一部もう一回調べてみましたけれども、昭和29年4月からの市制初年は、宝塚町、良元村の両町村議員が市議会議員に移行したので、合わせて54名であった、市政当初54名。昭和30年3月30日に定数36名をもって議会議員選挙が行われました。30年3月、このときに定数36。で、改選時に、その後昭和34年4月1日以降は定数を30にするというようなことで、市制後、34年当時、この30名に議員定数を改正したときの人口は、資料によると6万6,524人というふうになっておるわけがございます。

1つは、議論の場を与えない云々という話もありましたけども、いみじくも今回議員提案をさせていただいて、この非常に遅い時間にもなりましたけれども、質疑の機会をいただきまして、さまざまな質疑の中でいろんな質問に答える中で、多くの議員には多くのことを御理解いただけたのではないかなというふうに考えております。

また、調べた上で出してきたのであれば数字をということでございますが、冒頭私が申し上げたとおり、緊急の対応でございましたので、あくまで各会派いろんな議論はありましたけれども、5会派で提案をする段階で、共通認識で出せるのは4の削減ということで、冒頭申し上げたとおりでございますので、それを我々は5会派で出すので

あればということで26名にしようということの提案しているわけですので、御理解をいただければと思います。

○馬殿敏男 議長 24番小山議員。

◆24番(小山哲史議員) 議会運営委員長といたしましては、今回の本会議の現在の状況、極めて不満であります。しかし、それはこの流れですから、ある程度やむを得ないんですけれども、今後の議会運営上、もう少し協議した上でやるべきということをおもっています。

ただ、この案件につきましては、私の方の会派は特定の形では対応せずという形で進んでおります。ですから、先ほどの決議案第3号及びこの第20号について、出てきたものについては賛成か反対か決定しなければならないということで、それはそれで意思表示をいたします。

ただ、いろいろそれぞれに考えはあるんですが、特に第20号につきましては、検討委員会で議長が委員長として進めてきておったと。こういうふうに議員提案が出てくれば、それもまた現実には議員提案に対して対応しなきゃならないという見解であります。ですから、その辺で、こういうふうに検討委員会の委員長であり、今現在議長ですから、その辺の流れについて議長の見解を聞いておきたいと。なければ結構ですけれども、これは今後の議会運営上考えなければならないのではないかとおもっていますので、よろしくお願ひします。

○馬殿敏男 議長 私としては、答えたいことがいっぱいありますけれども、これも議会運営上のルールで、議運の委員長のお許しがたとえあるとしても、私が答えるというのはいかがなものかと、こういうことで御遠慮申し上げたいと思ひます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上で質疑を終結します。

ただいまから討論に入ります。

討論はありませんか。

21番古谷議員。

◆21番(古谷仁議員) 私は議員提出議案第20号に反対をし、討論をしていきたいと思ひます。

1つは、議論の中でもございましたように、2月1日に宝塚市議会議員定数に関する検討委員会、そして次の3月20日月曜日に決定、次回を開くんだ、そしてその中では他市の状況なり議員削減の経済効果について議論をするんだということまで決められておりました。そして、今回発議者になった江原さん、川口さん、山根さんはその会議に出席をしている議員であります。私は議員提出議案を否定するものではございません。しかし、発議をする前に少なくとも検討委員会を開き、そのことを了解を求める、こういう状況になった、それが最低この間お互いに議員として、お互いに約束をつくってきた責任ではないか。残念ながら、この3名はそのこともしなかつた。一方的に議員提案があるんだと、権利だということで、その権利は否定はしません。しかし、今回の提案の仕方というのは極めて異常であり、不謹慎であり、残念であり、認めることはできません。

2つ目。今回、私どもは不信任決議案を朝一番に出すつもりでおりました。しかし、馬殿議長の方から、長尾小学校等の議案を、まず先議をやりたい、そして不信任決議案は人事案件なので、先決になってしまうので、もう少し待ってほしいという要請がございました。共産党と私どもが相談をし、そのことを了解し、午後に出すことを決定してまいりました。そして、その時間の経過、これはあくまでも推測ですけども、その間にいろいろ調整をされたかどうかわかりませんが、議員提案20号が提案をされてまいりました。そして、馬殿議長の方から、不信任決議案を提案するなら定数条例を出す動きがあるということをお聞きしてまいりました。それはこの私どもが出そうとしている不信任決議案を引っ込めろという一つのシグナルであったというように私どもは推測をしております。こんな形で私どもは引っ込めることはできない。不信任決議案と定数条例の削減、改正というのは全く別個の中身だ。この提案の仕

方を見ても極めて不正常であると断言せざるを得ない、非常に残念であるというように思っています。

3つ目。やっぱり地方議会の今回の定数の問題というのは、地方議会の根源にかかわる問題だ、地方議会のあり方が問われている問題だ、地方議会の民主主義の中身が問われている問題だというように思っております。とりわけ、本日不信任決議案が否決をされたという状況の中で、せっぱ詰まった状況というのは回避をされた。そうであるならば、私はこの問題について特別委員会を開き、もう少し慎重に議論をしていく、6月市会なら6月市会でいい、それまで特別委員会をつくってもう少し議論をしていく、十分な審議を保証していく、そのことが議会民主主義として最低の条件だというように思っています。

残念ながら、このような状況の中できょう採決ということになりました。私はこのようなやり方というのは、議会制民主主義の根源にかかわる問題、こんな形で決めることについては非常に残念であります。こんなことを認めることは私ではできません。

その点を述べて、私は今回の議員提案20号に反対をすることを明確に意思表示し、今回のやり方というのは議会制民主主義の根源の汚点を残していく、そのことをつけ加えて反対討論といたします。

○馬殿敏男 議長 ほかに討論はありませんか。

7番多田議員。

◆7番（多田浩一郎議員） それでは、ただいまより市民連合クラブを代表しまして、議員提出議案第20号宝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について賛成討論を行います。

本議案への賛成の理由は、1、今年度中に総務省に対して全国の地方公共団体は集中改革プランを提出しなければならず、集中改革プランの中に議会も改革の対象と位置づけている。

2、総務省は自治体の不交付団体をふやしていくことを表明しており、また自治体の破綻法制、

いわゆる自治体版民事再生法が検討される中、本市はこれまでどおりの取り組みで甘んじるわけにはいかず、行政に対して職員厚遇の是正を求め、市民に対しては料金の値上げ等で痛みを与えている中で、議会としても議会運営にさらなる工夫をすることにより、公務能率を向上することとあわせて議員定数の削減もこれ以上先送りせず、今決断し、本市の経営努力に貢献すべきと考えるため。

3、今国会で地方自治法が改正され、地方議員の複数常任委員会への所属が可能となり、一人二役をこなせば、現在の半分の定数でも議会運営は機能すると考えるため。例えば現行の議会運営で、3カ月に1回のペースで議案を議決する状況の中、1回の定例会で多くの議案審査を行っているが、こまめに臨時会を開き、議案処理を行えば、一つ一つの議案に対してじっくり審議でき、かつ速やかな議決、速やかな執行が可能となる。このような議会運営を行えば、定員を減じても今まで以上の議会としての働きが可能であると考えます。要するに、議員の人数よりも議員個々の働き方、議会の運営方法こそが重要なのである。社会情勢を踏まえて、地方議員の複数常任委員会所属を可能とする地方自治法改正を重く受けとめるべきである。この議案が可決されれば、類似団体比較で全国最小の議員定数となります。日本一の少数精鋭議会となれることはまことに喜ばしいこととあります。

以上3点の理由により、我が市民連合クラブは本議案に賛成いたします。

（「自分がやめて範を示せ」と呼ぶ者あり）

○馬殿敏男 議長 ほかに討論はありませんか。

12番草野議員。

◆12番（草野義雄議員） 私は日本共産党議員団を代表いたしまして、議員提出議案第20号宝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行います。

1つは、質疑でも明らかにいたしましたように、今回の議員定数削減のこの議員提案というものは、市長の不信任案との関係において極めて政治的、

党略的に扱われたものとして問題であるというふうに考えます。

2点目の問題といたしましては、定数等の検討委員会が会議を進めておったにもかかわらず、こうした議員全体の合意を踏みにじって、そうした検討をほとんど行うことなく、資料要求、さらには議論を詰めていこうということで、議長のもとで全体の合意を進めておったときに、それらを全く断ち切るような形で進められたという点については非常に残念であり、問題の多い内容であるというふうに考えます。

次に、先ほども申し上げましたように、法定数との関係におきまして、法律的根拠を考えてみますと、特に条例で定員を減数することができるという、この「特に」という問題についてもほとんど十分な議論が詰められておりません。

さらには、市職員の減員の場合、類似都市との比較において減員が進められておるわけですが、そうした点も踏まえて市議会の定数におきまして、それらの検討を進めるべきであるというふうに思っております。

さらには、宝塚市の人口推移と議員定数の歴史的な経過についても検討を加えた上で、減員をするなら減員をする、増員をするなら増員をするということも含めて、こうした経過についても検討を加えるべきであったというふうに考えます。

さらには、議員のあり方につきましても、ただ単に精鋭という中身のない言葉だけが先行いたしておりまして、議員のあり方、さらには常任委員会のあり方、その他含めて議会のあり方についても十分な検討を行われたというふうには考えることができません。

そうした点におきまして、今の二元制、執行機関である行政と議会との二元制、これを今コミュニティの中でも生かしていこうというような方向が出てきておるわけでございます。一つは、例えば一小コミュニティのあり方にいたしましても、執行機関と議決機関を分離いたしまして、相互の牽制機能、こうしたものをやっぱり高めていこう

という流れがコミュニティにおいても生まれておるところでございまして、こうした二元制の議会のあり方、行政のあり方、こういった点にも十分な検討を加えることなく強行されたということについては極めて大きな汚点を残すことになったと考えます。

以上のような理由をつけまして、私どもはこの定数削減の議員提案に対して反対をいたします。

○馬殿敏男 議長 ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 以上で討論を終結します。
(「まだあります」と呼ぶ者あり)

○馬殿敏男 議長 今回は認めますが、議運でそのあたりは通告いただくというのはルールでございまして、ましてや議運の委員長を配しておられる会派でもございますので、そのあたりは先ほど来ルールを守ろうというのが一番主眼だっと思いますが、ルールをどこまでも守っていただきたい。

しかしながら、発言の権利はあるわけでございますから、発言を許したいと思えます。

3番江見議員。

◆3番(江見健太郎議員) 議長に特別にお許しをいただきまして、議員提出議案第20号につきまして、市民ネット・宝塚を代表しての反対討論をしたいと思えます。

私どもは議員定数の削減というこの課題につきまして、その内容そのものを何ら否定するものではありません。現に、私も市民の多くの方から、そもそも議員は30人も必要なのか、もちろんもっと減らすべきではないのか、こういった声を多く聞いております。むしろ、私たち会派の中でも、削減するのであればもっと大幅に、半数にするとか大幅に減らす、それとあわせて、例えば議会の事務局スタッフの体制というものも充実させるべきなんじゃないかと、そういうことで政策立案機能というものをしっかり確保していく、こうしたことも必要になってくるんじゃないか、そういったいろんな議論をしてまいりました。本来、

議員定数の削減というものは、ただ単に数を2人減らす、4人を減らす、6人を減らす、そういった漠然としたものではなく、議会そのもののあり方についてこれからの議会とはどうあるべきなのか、もっと政策的な議論がなされて初めて検討することができる重要な問題であると考えます。

定数のことについても、またこの議案が提出された過程についても、きょうるる皆さんから意見がありました。各議員、各会派意見があることはこの場でも明らかになったことだと思います。また、それは当然のことだと思います。だからこそ、この重要な課題について議論を尽くさない中でのこの議決には私どもとしては賛成できない、それが私たちの意見であり、それに尽きます。それを、反対の意思を表明いたしまして、討論といたします。

○馬殿敏男 議長 以上で討論を終結します。

ただいまから議員提出議案第20号宝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○馬殿敏男 議長 起立多数です。

したがって、本件は可決することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

次の会議は来る3月10日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。

—— 散 会 午後22時52分 ——